平成１９年２月１５日発行

防衛調達と情報管理

ＦＥＢ.2007　　Vol.７ No.４(通巻第２８号)

目　　次

財団法人　防衛調達基盤整備協会

平成十八年度　防衛装備品等調達に関する講演会抄録

防衛調達（中央）における品質管理への取り組み

浅　見　政　博
（防衛省装備本部　品質管理課品質改善推進室長）

本記事は、昨年十月二十日㈮に東京新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において、当協会主催の講演会において講演された内容をまとめていただいたものです。

浅　見　講師

一　はじめに

今年度七月三十一日に契約本部が装備本部となり、組織が大幅に改編されました。

それを品質管理、あるいは監督・検査の立場からいいますと、品質管理課が、防衛調達品等の品質の向上に向けた諸活動、すなわち不具合の対策とか再発防止策の推進、さらにはいろいろな品質管理の基準、ＩＳＯやＪＩＳ、あるいはほかの国際的な品質管理基準の監督・検査への反映等についての検討を、一元的かつ専門的に行える基盤ができたといえるのではないでしょうか。

防衛調達の品質管理に関する取り組みとして、一つは今やっていること、もう一つは過去にやったことの二つの活動について述べてみたいと思います。

二　品質監査（本部が直接行う監督）

まず一つ目の、現に規則化が終わっております「品質監査」についてですが、これは、表第１に示したように本部の職員が直接契約相手方の工場、あるいは事業所に入り監督を行うものです。

位置づけは、会計法でいう監督・検査の監督です。

各支部の監督官・検査官が従来から実際に工場・事業所の方で監督を行っておりますが、これに追加する形で本部職員がある特定の契約について直接に審査を行うものです。

審査の対象は契約相手方が行っている「品質管理活動」であり、従来から支部が行っているＱＥＶに相当するものです。

ＱＥＶというのは「品質要素確認」と日本語では言っておりますが、工場の品質管理の体制、あるいは活動をいろいろな品質証拠によって確認をするもので、品質証拠、すなわち手順書なり、記録なりを見て、確かに仕様書を満足した品質管理の活動がなされているかを審査するものです。

その一部を本部の職員が追加的に実施するというのが今回の「品質監査」です。

十七年度にこの新しい制度を導入した時に、各支部の方から非常な反発がありました。

支部の監督官からは、「我々の監督の結果を信用していないのか」とか「支部の行う監督とどう関係するのか」、あるいは「我々の権限が侵食されるのではないか」などの疑問から出てくるもので、かなり強い反発でありました。

そのため我々は、各支部に説明に出かけ、また二〇〇社近いメーカーの方々にもお越しいただいてこの導入について、縷々説明いたしました。

このような経緯を経て規則類の整備を終え、十七年度に一回、十八年度に一回品質監査を行いました。

これは規則化されておりますので、来年度以降も継続する予定です。

十九年度後期には新たな組織改編が準備されております。

どのように変わるかといいますと、各支部の監督・検査官が装備本部の職員ではなくなる予定です。

そうすると支担官が、自らあるいは所属の職員を使って監督・検査をすることがなくなります。

こういう事態を予想してこの品質監査の制度をつくったわけではないのですが、結果的に本部所属の人間が、支担官の指示により直接工場に出向いて監督を行うツールが確保できたことになります。

したがって、改編以降に支担官自らが監督を行う必要が生じた場合は、非常に有効な手段ではないかと考えております。

品質監査の中身に入りますが、重要なところは「監督の一部」だということです。言い換えれば監督の報告書があって適合・不適合の判定を行います。

場合によっては不適という判定をしてモノを納められませんよということですから、会計法上からは非常に重い行為の一つだと思っています。

監督の一部としてやるか、あるいは契約条項を新設して特別な活動としてやるかという議論はありましたが、やはり会計法上しっかりした根拠付けという意味で、監督の一部ということで進めました。

品質監査は、あくまでも品質情報の収集・分析の結果に基づいて行います。

品質活動のある特定の「品質要素」に限定された監査は、例えば熱処理が悪くて、あるいはメッキの工程の不備が原因で不具合が頻発したような場合、ほかのところにもそういう特殊工程上の問題はないかというような、限定的な項目について、システム的に、または横断的に品質監査を行うということです。

システム的、横断的という意味は、所掌する調達装備品等が課によって異なる物別編成の本部組織、あるいは担当の地域が決められている支部の編成にこだわることなく親機材から子部品まで、あるいは同一項目について並列的に審査を行うというやり方です。

ではどういう時に品質監査を行うかといいますと、これは品質監査の実施要領通達で規定されていますが、通達の一、四項に規定があり、不具合情報の収集分析の結果同種不具合を未然に防止するため横断的に監督を行う必要がある場合、支部が一生懸命監督・検査を行っているがなかなか改善しない場合に加えて、各幕等からの要請があった時にも行います。

我々はここを大いにPRしたいのですが、各幕は部隊等で発生している不具合等について最もよく知っているところですので「これは装備本部で何とかしてくれよ」といった要請を受けた場合にも行うようにしております。

我々としても、要求元の皆様にこの制度をよく活用していただきたいと思って

おります。
従来からの監督・検査と今回の品質監査との違いを表したものが表第１です。
まず実施の区分ですが、従来からの監督というのは契約ごと、これは当然会計法上から国が契約する場合は監督・検査をやりなさいという決まりがあります。
したがって、監督は契約ごとに全部に網をかけて行っています。
品質監査については、先ほど説明しましたような場合のみの限定的な実施ということです。
従来の監督の対象としては、個々の材料・製品等、あるいは品質活動、これらはＰＶと称したり、ＭＰＣあるいはＱＥＶと称して支部が行っております。
品質監査は、契約相手方の行っている品質確保の活動を主体に見させていただくことにしております。
工場あるいは事業所の品質確保の活動が適正に、契約での要求通りに行われているかどうかというのを審査するものです。
それから実施要領は、直接、あるいは資料、あるいは品質証拠監督実施要領のように、それぞれ標準的な監督の方式が三つほどあるのですが、この三つに沿った監督は既に過去から支部において実施しております。
今回は品質監査の実施要領というものを新しくつくり、これを根拠として行いました。
実施者についても、従来からの監督は当然支部の監督官・検査官が行っておりましたが、品質監査については本部に所属する職員が、品質監査官・品質監査補佐官として行うことになりました。

講　演　会　場

監査の項目と対象の会社はどのように選定するのかといいますと、冒頭に述べましたように十七年度、十八年度と二回既に品質監査をやっておりますので、それを実例に説明したいと思います。
まず、品質改善推進室の品質情報収集分析係が不具合情報、品質情報を一元的に集めます。といってもなかなか不具合情報を一元的に集めるというのはなかなか難しいです。これをいかに正しく漏れがないように集めるというのは、我々にとって非常に大きな課題でした。
不具合情報というのはたくさんありまして、瑕疵の情報、ＵＲの情報、ＵＲには載らないが部隊等で発生している不具合の情報、あるいは工場の中で起こる不具合など、多様の不具合があります。
まず、その中から集められるものをできるだけ集めて、不具合の発生の動向、突発的な事故(不具合)であるか、特異な事象あるいは重大な不具合であるかを分析し、物別課と連携し、検討をして、監査すべき項目など対象の会社を決めます。
十七年度、十八年度の場合、まず某社のミサイルの試作研究の契約でしたが、契約の中で強度試験の一項目についてや

るべきところが未実施であり、またそれに関する瑕疵が二桁ぐらい発生するという事態が起こりました。

試作研究契約で多数の瑕疵が同時に発生するということは、大変珍しいことだと思います。

この事象はこの契約のみにとどまるものではなく、かつ、調達品等の品質に及ぼす影響が大きいため、同種事案が起こらないように、我々としても何らかの対策をとるべきではないかと判断しました。

「試作研究請負契約を有する複数の契約相手方に対し品質監査を実施し、技術審査の結果通知された仕様確定と適合の状況を確認して、不具合発生を未然に防止する」という目的のもとに、試作研究の契約について品質監査を実施しました。

また、品質監査の細部項目としては、試作研究請負契約の中で行われている「技術審査」を選定し、審査委員長の方から出てくる指摘事項等がきちんと処置されているかどうかについて多方面から確認しました。

例えば、「計画審査」において指摘された事項がそのとおり工事計画書等に反映されているかどうか、あるいは設計審査・図面審査での指摘事項等に基づく設計図面への反映が確実になされているかどうか、技術確認試験実施要領通りに試験がなされているかどうか等の観点で、記録等の確認を行いました。

十七年度、十八年度の品質監査は、初めてでもあり、また旅費等の制約もあって、これらの項目について五社七事業所を二回に分けて行いました。

その結果について、日程・態勢、指摘事項、総括の区分で述べます。

まず日程と態勢ですが、概ね一事業所当たり三人の一泊二日で行いました。

指摘事項は、是正要求、改善要望、観察事項の三ランクに分けておりますが、今回は是正要摘の内容のみご紹介をさせていただきます。

㈠　試験装置等の管理要領の不備

ある契約において風洞試験が実施されていましたが、当該風洞試験装置内には各種の計測器が使用されております。

試験結果のデータの信頼性を確保するためには、風洞試験装置の精度、すなわちそれぞれの計測器の精度が保証されている必要があります。

今回の指摘は、当該風洞試験装置の「定期点検計画」が最新の状態ではなかった、すなわち、点検区分（定期・随時・使用前）が不明確、あるいは既に廃棄処分にしている計測器が点検リストに記載されたままであった、またどの計測器を使用して試験が行われたかの記録がなかった等の内容でした。

類似の不備はほかの事業所でも見られましたが、技術的にかなり高度な試験をやっている割には、試験条件だとか試験結果を測定する計測器等の管理がしっかりできていないという状況でした。

㈡　技術審査委員会等での細部仕様確定に関する記録の不備

試作研究請負契約等では、技術審査委員会等で細部の仕様が確定されています。

その過程で委員長から指示された事項、また修正等を委員会で承認を得た事項等については、確定された仕様の一部あるいは試験の実施要領や判定の基準になるわけですからその記録をきちんと品質記録として残しておく必要があります。

今回の品質監査において、その記録の提示を求めたところ「出張報告書に残っています」というような回答が返ってまいりました。

出張報告は品質記録と違いますので、当然保管期限とか管理要領などが違うわけですから、これは適切な処置とはいえません。

例えば、風洞試験で実施要領の中ではブローの数を一〇〇回やりなさいとあるが、実際は九〇回しか行っていなかった。

あるいは弾の発射試験を四種類の弾種で行うよう規定されているにもかかわらず、三弾種しかやっていなかったという事例がありました。

これらの変更については、承認を行っているとのことでしたが、だれが承認したのか、だれが指示したのかという記録がなく、突然に試験条件とか基準が変わってしまっていました。

(三) 会社内のけん制機能の不足

試作研究請負契約の主管は、事業所内の技術部門だと思われますが、技術審査委員会のメンバーに、けん制機能を働かせるための、他の部門の委員が全く含まれていないことがありました。

試作研究請負契約の中においても、また将来の量産の段階においても製造部門、品証部門、サービス部門、業務部門等の活動が不可欠であり、開発の当初からこれらの部門の何らかの関与が必要です。

当然、技術部門が主導的に大いに力を発揮するのですが、以後の製造段階へのトランスファー、部隊運用段階の形態管理、部隊運用への支援等を考えると、これらほかの部門の人達を含めた総合的な検討が必要であり、事前にその機能・責任等についても明確にしておくべきであると考えます。

(四) 技術審査結果の監督官・検査官への非通知

技術審査の最終的な結果は「仕様」になるわけですから、これは監督・検査の基準になります。

したがって、決定された仕様についてはその都度あるいは最終的に、支部の監督官・検査官にも確実に通知する必要があります。

この通知行為について手順化されていないところがありましたので、改善をお願いしたところがありました。

以上が今回の品質監査の結果の是正事項ですが、ほかに改善要望事項もありましたが、監督の判定が不適合というものはありませんでした。

また、契約履行に直接関係するような不適合なものが出ることも考えられましたが、幸いに工程を止めていただくような事象はありませんでした。

今回の監査は「計画品質監査」と称するもので、装備本部の年度業務計画で実施することとしているものです。

このほかに「特別品質監査」というものがあります。

これは特異な不具合や重度の不具合、あるいは集中的に発生した不具合等の状況が見られた場合に行うもので、これもすでに体系化しております。

以上、品質監査について説明してまいりましたが、この活動は、防衛調達品等の品質の向上と、特に不具合の未然防止を目的としています。

メーカーの方々には、品質監査の目的を理解していただき、ご協力いただきたいと思っております。

二 「部隊等満足度調査」

もう一つの我々が取り組んだ活動であります「部隊等満足度調査」について紹介致します。

これは多分、関係するメーカー各社の社内でも関心をもっておられるものと思

います。

　また、装備本部としても、年間約一兆三〇〇〇億円程度の調達を行って部隊等へ装備品を提供しているわけですが、それについて、部隊等の皆様からどういう評価を受けているか、どういった希望なり意見を部隊側がもっているかということを、私の知る限りにおいて今まで調査したことがありませんでしたので、これを一回やってみようと計画し実施したわけです。

　「部隊等満足度調査」というのは、一般的な用語でいいますと「顧客満足度調査」ということで、中央調達で提供したものに対する顧客である部隊等の満足度を測定する行為です。

　それぞれの会社には、社是とか社訓、経営理念とか企業理念が必ずつくられております。

　これはインターネットのホームページや会社紹介のパンフレットでも見ることができますが、例えば「お客様に喜ばれる高品質」とか「顧客第一の信念に徹し」とか、あるいは「顧客ニーズにあった製品とサービス」などです。

　これらは、防衛庁(現防衛省)と契約している主だった会社の社是や社訓です。メーカーの皆様は、顧客を非常に大事にされているわけです。

　民需などももちろんそうでしょうし、防衛装備品等についてもユーザーが喜ぶ、ユーザーが安心して使える、そういうものを提供するというのは、メーカーの方々の非常に大きな目的、目標だと思います。

　一方、品質管理という立場からしますと、この「顧客満足度」を測定して分析しなさい、そしてこれを品質改善のサイクルの中に組み込んで品質の改善を図りなさいというのが、JIS-Q-9001 の要求として規定されているわけです。

　ＩＳＯを適用されている会社においては、「顧客満足度」の調査をアンケートで行ったり、あるいはほかの方法で調べたりする方法が決められているはずです。

　これがないとＩＳＯの認証は受けられないはずですから必ずやっておられるのですが、これがなかなか容易ではないようです。

　会社の皆様が、顧客である部隊等に行かれて、より幅広く、正確に、また、それを継続的に調査するのは難しいと思います。

　ある会社の方にお聞きしますと、装備品等のユーザーであり顧客である部隊等の満足度、意見等を調査するのではなくて、事業所等に来ている監督官等に聞いているとの回答もありました。

　この場合、監督官等は顧客を代表しているかどうかといいますと、監督官等は契約履行中の状況を見ているものであって、部隊等に使われている状況については必ずしも的確に把握しているとはいえません。

　やはり顧客というのはこの場合、例えば部隊のパイロットであり、実際に整備をしている人達、あるいは補給処の人達と考えた方が妥当でしょう。

　また、メーカーによっては、サービス部のような部署がある場合は、各部隊を巡回し調査してきたものを分析・評価するという方法がとられておりますが、そう言うような部署がないところはなかなか難しいのが現実でしょう。

　また、会社の方が部隊等に出向いてアンケートの依頼をしても、受けの良い方には良い回答が返ってくるが、そうでない方の場合は厳しいものが返ってくるな

ど、なかなか的確な回答を期待できないと思われます。

そこでメーカーの皆様がやっている調査を我々にできないものか、その調査の結果を監督・検査にうまく反映できないだろうかと考えました。

我々なら部隊等に対して幅広くかつ漏れなく調査ができる利点があり、その結果を監督・検査に活用することにより、結果的に部隊等に良いものが提供できるのではないかと考えた結果、「部隊等満足度調査」を行うこととなったのです。

対象品目としては、契約管理第四課の当時の所掌品目の一つでもあり、品質の良し悪しの影響が極めて大きいと思われる航空機及び搭載用エンジンとしました。

実施に際し、まず各幕、関係会社及び装備本部との間で、アンケートの質問内容、実施要領について調整を重ね、決定後は各部隊等で行われている後方関係の会議等に出席をさせていただいて、本調査についての協力をお願いいたしました。

この活動で最も大事なのは、アンケートに答えてくれる部隊等の協力を得ることでありまして、また、これが一番難しいところでした。

その道筋がついたところで、アンケート内容を確定し、各幕に依頼の文書を発簡した後、アンケート調査表を各部隊等にメールで配信しました。

調査は、十七年の二月から三月にかけて行い約八割の回収率で、全部で三百九十八の回答を得ました。

調査の対象部隊等は、航空機および搭載用マシンに関係する補給本部・補給処、部隊の整備の人達および飛行隊（パイロット）の皆様方の三分野のユーザーを選定しました。

アンケートの中身については、表第2から表第4に示すとおり、補給、整備、パイロットの三分野で内容を変えてあります。

ただし、質問内容は、製造業者共通の事項で行い、六段階の採点により定量的な比較ができるようにしました。

六段階の採点とは、

1：非常に不満
2：不満
3：やや不満、
4：やや満足、
5：満足、
6：非常に満足

の評価区分です。

表第5が、陸・海・空の三分野別の回答でメーカー別延数三百九十八の回答内容です。

分析結果の一例ですが、表第6は、A社からG社の九事業所に対する「満足度」を総括したものです。

次に空自の調査を例に顧客満足度ついて分析結果を示すと、まず、補給部隊では、表第7にあるようにA社（機体事業所）、G社の各種「報告提出」とG社の新製・修理の品質」に「不満足」と評価領域にあることを示していることがわかります。

同様に整備隊関係者は、表第8に示すようにE社の「改善／改良の効果」に不満足であることが分かります。

表第9は、飛行隊長等のパイロットがA社の機体品質に厳しい評価をしております。

表第10は機体メーカーのE社を一例に「顧客満足度」をレーダーグラフにすることで、高い評価を受けている事項を継続することと改善をしなければならない事項が分かります。各支部の監督官等が、より具体的な指導すべき方向がはっ

きりでています。

また、アンケートに具体的コメント、自由記述を求めた結果、表第11、12に示すとおり、メーカー側の製品やサービスに肯定的（満足）な所見や否定的（不満足)な所見が設問以外に得られました。

最後に今回の調査の結果を十七年の三月二十四日に契約本部(現装備本部)調査対象会社の品証部長会議を開催して、それぞれの分析結果や調査のデータを、各品証部長をはじめ協力していただいた各幕の皆様、各支部の主任クラスの方々に発表した後、分析結果を各社に持ち帰っていただき、対応策についてのアクションプランを作成し、次回の品証部長会議においてアクションプランの実施状況について各社から発表していただきました。

また、支部の監督官等もこの会議には出席しておりますので、アクションプランの実施状況について現地において確認してもらいました。

技術変更提案(ＥＣＰ)、不具合報告(ＵＲ)、および瑕疵調査結果の内容や提出時期等についても、現地の監督官等が最初に審査するわけですから、この点においてもその指導の力点が分かり、効果的な審査ができるようになると思います。

最終的には、会社の皆様が今回の調査結果を自社の品質改善活動の中に取り込んでいただいて、顧客である部隊等の皆様のニーズに合致した高品質な装備品等の納入や、部隊等への対応に結び付けていただけたら大成功というわけです。

四　おわりに

以上、我々が取り組んでいる二つの活動について今日お話致しました。

今後とも、品質管理課品質改善推進室では、防衛調達品等の「品質管理」「監督・検査」の権威たれというスローガンのもと、室員一同頑張っていく所存です。

防衛庁(現防衛省)が調達するもので、ユーザーにとって良いものを提供するため、双方のコミュニケーションを密にやっていきたいと思っております。

メーカーの皆様をはじめ、ご支援を今後ともお願いするとともに、何か我々にお手伝いができることがありましたら、何でも相談していただきたいと思っております。

表第１

品質確保のための「従来の監督」と「品質監査」との相違

項　　目	従来の監督	品質監査
実　施　区　分	契約ごとにすべて	不具合分析の結果、品質監査を行う必要があると認められる場合において、**限定実施** **「品質監査を行う場合」**
監督の対象	契約個々の材料等の品質確保	契約相手方等＊の品質確保の活動 （便宜上は、ある特定の契約品及び下請負品を対象とする）
監督実施要領	直接監督実施要領 資料監督実施要領 品質証拠監督実施要領	品質監査実施要領(新規制定)
実　　施　　者	支部等監督官	主として、本部に所属する職員 (品質監査官及び品質監査補佐官)

（＊　契約相手方等:下請負及び再下請負者を含み1件の品質監査で複数を対象

表第２

調査対象部隊：補給統制本部・補給本部・補給処

No	評　価　項　目		評価	コメント	
				機種	具体例
1	製品の品質について	新製・修理に関して要求を満足しているか。			
2		補用品に関して要求を満足しているか。			
3		整備器材に関して要求を満足しているか。			
4	製品・器材等の説明書(TO草案等) は分かり易いか				
5	補用品について	所要積算等に必要なメーカーのリコメンドは適切か。			
6		納入促進等の要求に協力的だったか。			
7	メーカーの活動について	メーカー担当者訪問のタイミング及び頻度は適切か。			
8		メーカー担当者の態度は積極的か。			
9		質問に対する回答はタイムリーに行われたか。			
10		説明・回答は質問に対して適切か。			
11	提出文書について(UR調査報告、CIP/ECP、シス管理報告、その他)	メーカーが提出するタイミングは適切か。			
12		内容は分かり易いか。			
13		内容は満足できるものか。			
14	企業評価	各メーカーの製造・役務全般にわたる印象について。			

評価は６段階　１：非常に不満　２：不満　３：やや不満　４：やや満足　５：満足　６：非常に満足

表第３

調査対象部隊：整備隊長・管理整備班長・品質管理班長

No	評　価　項　目		評価	コメント	
				機種	具体例
1	製品の品質について	新製・修理に関して要求を満足しているか。			
2		補用品に関して要求を満足しているか。			
3		整備器材に関して要求を満足しているか。			
4	改善/改良の効果は期待通りのものか。				
5	整備作業標準等に関して	取り扱い説明書(含むTO等) は分かり易いか。			
6		TCTO/改修指示書/MWOの作業性は良いか。			
7	補用部品に関して	補用部品入手に対するメーカーの支援は適切か。			
8	部隊訪問時の技術支援に関して	説明は分かり易いか。			
9		時期はタイムリーか。			
10		回数は十分か。			
11	クレーム対応について	説明は分かり易いか。			
12		説明・作業の時期はタイムリーか。			
13		補修作業は適切に行われたか。			
14	部隊の質問に対するメーカーの回答について	説明は分かり易いか。			
15		検討内容は十分か。			
16		時期はタイムリーか。			
17		疑問点は解決したか。			
18	全般評価	各メーカーの製造・役務全般にわたる印象について。			

評価は６段階　１：非常に不満　２：不満　３：やや不満　４：やや満足　５：満足　６：非常に満足

表第４

調査対象部隊：飛行隊長等

No	評　価　項　目		評価	コメント	
				機種	具体例
1	製品について	機能/性能は期待通りか。			
2		品質(故障発生等)は期待通りか。			
3		改善/改良の効果は期待通りのものか。			
4	不具合対策に関して	対策内容は満足のいくものか。			
5		対策の立案時期はタイムリーか。			
6		対策の適用時期は適切か。			
7	質問に対するメーカーの回答に関して	説明は分かり易いか。			
8		説明内容は十分か。			
9		時期はタイムリーか。			
10		疑問点は解決したか。			
11	全般評価	各メーカーの製造・役務全般にわたる印象について。			

評価は６段階　１：非常に不満　２：不満　３：やや不満　４：やや満足　５：満足　６：非常に満足

表第５

アンケート回答数：メーカー別延数

部隊等/メーカー		A社(機体)	B社(機体)	C社(機体)	D社(機体)	E社(機体)	F社(機体)	G社(E/G)	A社(E/G)	B社(E/G)
総合	**補給部隊**	**12**	**12**	**9**	**8**	**6**	**4**	**9**	**9**	**9**
	整備部隊	**52**	**59**	**13**	**4**	**26**	**10**	**54**	**31**	**17**
	飛 行 隊	**15**	**16**	**2**	**0**	**6**	**1**	**12**	**1**	**1**
	合計	**79**	**87**	**24**	**12**	**38**	**15**	**75**	**41**	**27**
陸自	補給部隊	1	1	1	0	0	1	1	1	1
	整備部隊	13	14	7	0	0	6	7	14	12
	飛 行 隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	15	8	0	0	7	8	15	13
海自	補給部隊	4	5	3	4	3	3	3	3	3
	整備部隊	27	27	2	0	24	4	33	11	1
	飛 行 隊	10	11	1	0	6	1	9	—	1
	計	41	43	6	4	33	8	45	14	5
空自	補給部隊	7	6	5	4	3	0	5	5	5
	整備部隊	12	18	4	4	2	0	14	6	4
	飛 行 隊	5	5	1	0	—	0	3	1	0
	計	24	29	10	8	5	0	22	12	9

表第６

顧 客 満 足 度 総 括

部隊等/メーカー	A社(機体)	B社(機体)	C社(機体)	D社(機体)	E社(機体)	F社(機体)	G社(E/G)	A社(E/G)	B社(E/G)
総　合	4.0	4.2	4.1	3.8	4.4	4.8	4.3	4.2	4.4
陸　自	4.7	4.7	4.6	—	—	5.0	4.6	4.7	4.7
海　自	4.1	4.4	4.2	3.5	4.5	4.7	4.6	4.0	4.0
空　自	3.5	3.6	3.6	3.9	4.0	—	3.7	3.8	4.2

表第７

補 給 本 部 ・ 補 給 処 評 価 一 覧 表（航 空 自 衛 隊）

調査項目/メーカー	A社(機体)	B社(機体)	C社(機体)	D社(機体)	E社(機体)	F社(機体)	G社(E/G)	A社(E/G)	B社(E/G)
新製・修理の品質	3.4	3.0	3.0	4.7	4.0	—	**2.8**	3.3	4.5
補用品の品質	4.0	4.5	—	5.0	—	—	3.5	5.0	5.0
整備用器材の品質	—	—	—	—	—	—	2.0	—	—
説明書（TO草案等）	4.3	4.0	4.0	3.0	—	—	5.0	3.0	4.0
所要積算等のリコメンド	3.5	4.0	4.0	4.0	—	—	5.0	—	—
納入促進等の協力度	3.5	5.0	4.0	—	—	—	5.0	—	—
訪問のタイミング・頻度	3.5	4.4	4.3	4.0	4.0	—	3.4	3.2	4.0
態度の積極性	4.0	4.0	3.8	4.7	4.0	—	3.8	3.8	4.3
質問・回答の時期	3.6	3.8	3.5	4.3	4.0	—	3.2	3.4	4.5
説明・回答の適切度	4.0	3.5	3.8	4.5	4.0	—	3.0	3.5	4.3
報告・提出の時期	**2.4**	3.5	3.7	3.3	3.5	—	**2.8**	4.0	4.7
内容の分かり易さ	3.5	3.3	3.7	4.0	4.0	—	3.3	3.7	4.7
必要情報の網羅	3.4	3.3	3.3	4.0	4.0	—	3.0	3.7	4.0
全般評価	**3.1**	**3.5**	**3.8**	**4.0**	**4.0**	—	**3.0**	**3.4**	**4.4**

整備隊長評価一覧表（航空自衛隊）

表第８

調査項目/メーカー	A社（機体）	B社（機体）	C社（機体）	D社（機体）	E社（機体）	F社（機体）	G社（E/G）	A社（E/G）	B社（E/G）
新製・修理の品質	3.1	3.6	3.5	4.3	3.0	—	3.5	4.0	4.0
補用品の品質	3.6	4.0	3.8	4.8	5.0	—	4.6	4.0	4.3
整備用器材の品質	4.5	4.2	3.3	4.7	5.0	—	4.2	4.0	3.8
改善／改良の効果	3.4	3.7	3.5	3.8	**2.5**	—	3.6	3.6	3.8
取扱説明書等の分かり易さ	3.8	3.4	3.0	3.8	4.0	—	4.2	3.5	3.0
改修指示書等の作業性	3.8	3.6	4.0	3.8	4.5	—	4.2	3.3	3.8
補用部品入手支援	4.0	3.9	3.3	4.5	5.0	—	4.4	4.3	4.8
技術支援（説明）	4.2	4.3	3.3	4.5	4.5	—	4.2	4.2	4.0
技術支援（適時性）	4.3	3.7	3.3	4.5	4.5	—	4.1	3.8	4.5
技術支援（回数）	4.5	3.7	3.5	4.5	4.5	—	4.3	4.0	4.0
クレーム対応（説明）	4.5	3.6	4.0	4.3	4.5	—	3.9	4.2	4.0
クレーム対応(適時性)	4.1	3.5	4.0	4.5	5.0	—	3.6	4.2	3.8
クレーム対応(補修作業)	4.3	4.1	3.5	4.5	4.0	—	3.5	3.7	4.5
質問事項(説明の分かり易さ)	4.1	3.7	3.5	4.5	4.5	—	3.7	4.2	3.8
質問事項(検討内容)	3.9	3.3	4.0	4.0	4.0	—	3.6	3.5	3.5
質問事項(回答の適時性)	3.6	3.3	3.5	3.3	4.5	—	3.5	3.5	3.3
疑問点の解決度	3.8	3.6	3.5	3.8	4.0	—	3.9	3.5	4.0
全般評価	**3.6**	**3.4**	**3.3**	**3.8**	**4.0**	**—**	**3.6**	**4.0**	**4.0**

飛行隊長評価一覧表（航空自衛隊）

表第９

調査項目/メーカー	A社（機体）	B社（機体）	C社（機体）	D社（機体）	E社（機体）	F社（機体）	G社（E/G）	B社（E/G）
機能／性能	3.8	5.0	5.0	—	—	—	5.0	5.0
品質（故障発生等）	3.0	3.8	5.0	—	—	—	4.8	5.0
改善／改良の効果	4.2	4.0	5.0	—	—	—	5.0	5.0
対策内容	4.0	3.7	5.0	—	—	—	4.8	5.0
対策の立案時期	4.0	4.5	5.0	—	—	—	5.0	5.0
対策の適用時期	4.0	4.5	5.0	—	—	—	5.0	5.0
質問に対する説明	4.5	4.3	5.0	—	—	—	5.0	5.0
回答の検討内容	4.5	4.3	5.0	—	—	—	4.5	5.0
回答の時期	3.5	4.0	5.0	—	—	—	5.0	5.0
疑問点の解決度	4.3	4.0	5.0	—	—	—	5.0	5.0
全般評価	**3.6**	**4.2**	**5.0**	**—**	**—**	**—**	**5.0**	**5.0**

Ｅ社に対する整備隊長の評価（航空自衛隊）

表第10
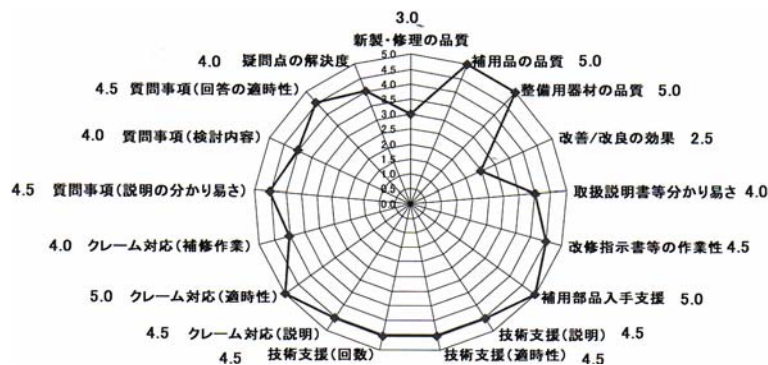
部　隊　等　か　ら　の　所　見

肯　定　的　所　見

表第 11

○　訪問は、月に２～３回(満足・不満足の分岐点：１～２回/四半期)
○　問い合わせ等の部隊要求への早急な対応及び窓口の設置
○　適切に詰められた説明内容
○　ユーザーの立場に立った解説
○　時間外にも積極的な対応
○　運動性能・最高速度等の機能の向上に寄与
○　一件一葉、豊富な図面で分かり易い

否　定　的　所　見

表第 12

○　「信じられない」不具合が多い
○　リコメンドの訂正が多い
○　プロビ会議に営業からの参加が得られない
○　工場全体に緊迫感が感じられない
○　回答期限を守らず、要求がなければ連絡がないし内容が不十分
○　担当者レベルの域を出なかったり、枝葉末節の記述が多い
○　製造時、ＰＡＲ(ＩＲＡＮ)時のミスが継続、及びその後の対応
○　人によって差が激しい
○　所要のない部品の在庫リコメンドが多い
○　シリアスな不具合は、メーカーとしての十分な対応・改善を希望
○　サービス(営業)だけでは話が通じない
○　休日を挟んだ場合の対応
○　技術的質問の回答が部隊意見に左右
○　根拠が明確でない
○　ライセンス品について正確性と適時性がない
○　プライムとしての牽引力不足
○　改善後の効果がなかったり、同種の不具合が解消されない
○　不具合の重要性を鑑みた活動が不十分
○　会社の部隊訪問時に伝えた意見が反映されていない
○　電子機器に関する知識・技術の不足
○　技術図書の種類が多かったり、最新版でないため支障あり
○　過去の不具合調査の実績が反映されていない
○　機体自体の理解がないため、質問内容が適切に伝達されない
○　部隊では、エンジン単体での作業ではなく機体の一部である

軍事情報システムにおける
ＣＯＴＳの調達とライフ・サイクル管理

福永　真美
㈱シー・キューブド・アイ・システムズ
システム本部　担当部長

一　はじめに

米軍の戦闘に関する考え方は、伝統的な脅威である敵性国家の正規軍（軍事力）に対する、均一的な戦法から、テロ、大量破壊兵器（核、生物・化学兵器、ミサイル）、サイバー戦等の非対称脅威から米国を守り、米国の優位性を活用しつつ、軍事面における概念・能力・管理・戦術・組織機構などを変革、再編し、小規模、軽快、より機敏な戦法へという、国防面における総合的な見直し（トランスフォーメーション）が行なわれている。

従来の軍事情報システムは、ＭＩＬ規格(Military Specifications and Standards)等に基づき、高度に特殊化されたハードウエアやソフトウェアを用いて構築されてきており（government off-the-shelf:ＧＯＴＳ）、その構築には、開発、調達及び配備に高い費用と長い開発期間を要してきた。

しかし、戦闘方法の本質的な変化の結果、高度に特殊化された軍事情報システムを、長期間かけて調達するよりも、市販の技術（Commercial Off The Shelf:ＣＯＴＳ）を応用することで、初期開発コストの低減と開発期間を短縮するという考えが大きくなってきた。

我が国の防衛省においても、ＣＯＴＳを採用した情報システムの調達と運用が始まっている。本報告では、ＣＯＴＳの調達とライフ・サイクル管理の観点から、米国の軍事情報システムの動向を調査し、問題点等を考察する。

二　ＣＯＴＳ採用の長所

一般に、ＣＯＴＳを採用する長所として、以下のような点があげられる。

①　個々の機能に対する調査や開発期間を短縮し、運用及び維持に関する費用を削減することができる。

②　最新の技術を導入することができる。

③　技術上、費用上及びスケジュール上のリスクを軽減することができる。

米国防総省(Department of Defense:ＤｏＤ)は、費用の削減と、兵器システム配備に必要な時間の短縮を目指して、一九九〇年代中旬頃から、より多くのＣＯＴＳを採用し始めた。

また、小規模、軽快、より機敏な戦法へという、戦闘方法の本質的な変化の結果、情報システム間の相互運用性[1]は、非常に重要な事項の要求となったが、特別なハードウェアやソフトウェアに依存する従来の開発型の情報システムでは、システム間の相互運用性が困難になるため、軍隊の柔軟な適応能力実現の障害となる恐れがある。

その点、ＣＯＴＳは、パフォーマンス、品質、相互運用性等の製品特性が市場標準に準拠して設計、構築されるため、Ｃ

[1] ここでいう相互運用性とは、複数の異なるシステム等を、ネットワークを介して接続際に、標準のインタフェース及びプロトコルを介して正常に動作することをいう。

ＯＴＳを採用することで、情報システム間の相互運用性を容易に実現することができる

このため、ＤｏＤは、「より良く、より早く、より安く」を実現するための第一の手段として、ＣＯＴＳを考えてきた。

しかし、採用することは長所ばかりではなく、ＣＯＴＳを採用することに伴う、いくつかの解決すべき課題もある。

三　ＣＯＴＳ採用における課題

(一)　情報システムへの適合性

複数のＣＯＴＳをベースにした情報システムを構築する場合、ＣＯＴＳで実現する機能については、新たに研究、開発等をする必要はない。しかし、それら複数のＣＯＴＳを統合した結果が、情報システムとして最適な状態であるとは限らない。また、情報システムにＣＯＴＳを組み込んだ時点で、ソフトウェア構成、ＣＯＴＳ特有の問題、動作環境等の理由で、予期しなかった問題等が明らかになる場合がある。

このため、情報システムの動作環境、運用方法等の全ての要因を考慮しながら、ＣＯＴＳを組み込んだ状態での統合的な機能及び性能確認が必要であり、ＣＯＴＳを情報システムに組み込む段階で、大きな労力を必要とする場合がある。

(二)　短期間で非同期な変更

従来の作りこみ型の情報システムでは、情報システムとしての機能及び性能を満たすだけでなく、システム構成要素の製造中止対策として、長期にわたる部品の確保が契約条件として盛り込まれていた。

しかし、ＣＯＴＳの市場は、経済的な動向や市場占有率拡張のための競争で変動する。

ＣＯＴＳ製造業者は、この競争環境や、基盤となる技術の素早い発展の中で、顧客の要求を予想し、自分達の製品を素早く製造、販売するため、ＣＯＴＳは、数か月から数年の非常に短い、非同期の周期で更新が行われる。

ＣＯＴＳを採用している情報システムは、ＣＯＴＳのバージョン／リビジョンアップ[2]がリリースされる都度、情報システムを構成するＣＯＴＳのバージョン／リビジョンアップの必要性を検討し、必要な対処を実施しなければならない。

また、ＣＯＴＳを軍事情報システムに使っていても、ＣＯＴＳ製造業者は特別扱いをしてはくれないため、情報システムで採用しているＣＯＴＳの市場占有率等が少なければ、情報システムの維持期間中であっても、製造中止等になる場合もある。

ＣＯＴＳが保守対象となっている間は、バージョン／リビジョンアップに伴うソフトウェア更新等に関する費用はかかるものの、情報システムの機能及び性能は維持される。しかし、ＣＯＴＳが製造中止等になり、保守対象外となった場合は大きな問題が発生してくる。

ＤｏＤは、電子部品に対しては、部品の製造中止に対処するため、ＤＭＥＡ(Defense Micro Electronics Activity)という組織を運営している[3]。

ＤＭＥＡは、軍用分野で扱う半導体基

---

[2] バージョンアップは、ソフトウェアやハードウェアにおいて、新しい機能の追加やバグの修正、仕様の変更などにより改良や改善が加えられ機能が強化されること。リビジョンアップは、比較的小規模な改訂・修正のことをいう。

[3] Graham Prophet, 「電子部品の製造中止、その対処方法を探る」design feature, 2003 年 2 月号 http://www.ednjapan.com/content/issue/2003/02/designf0302.html

幹デバイスの入手を支援する組織である。半導体工場を所有しており、入手が困難になった半導体デバイスの少量生産なども行う。

また、ＤｏＤの各部隊等が製品の老朽化リスクを管理し、事前対処するためのガイドブックとして、ＤｏＤの標準化推進事務局(Defense Standardization Program Office:ＤＳＰＯ)が「製造縮小及び製品枯渇に関するガイドブック[4]」を発行している。

ＣＯＴＳにおいても、このような支援機関があることが望ましいが、残念ながら、非常に大規模で広範囲な活動となるため、実現はされていない。現時点では、情報システム構築の際の、ＣＯＴＳ製造業者選定に関する事前評価事項として、以下のようなことがあげられている。

最も重要な基準のひとつは、製品の継続性である。

①　必要な期間、予備品を提供する。

②　以前の世代の製品との互換性を提供する。

③　ＣＯＴＳを、顧客の特別な要求に合わせた特別な機能に適合させた能力を持たせる。

㈢　著作権

情報システムやＣＯＴＳにおいて、製造業者が著作権を主張する情報として、ソフトウェア、ファームウェア等のソースコード、特別な製造過程、詳細仕様及び図面等がある。

これらの著作権を、政府開発プログラムの一部として、調達側に留保することができれば、システム更新時等の調達費用等を安くすることができる。

著作権を調達側に留保することにより、更新時の調達コストを安くするために、オープンソースを採用するという方法がある。

オープンソースとは、ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行えるようにしたソフトウェアである。

しかし、オープンソースが採用された部分については、更新等の費用を削減することができるが、情報システム構築時にシステムに組み込まれた他のＣＯＴＳの技術的変化への追随が困難になる可能性もあり、十分な検討が必要である。

㈣　ライフ・サイクル・コスト

ＣＯＴＳを導入することで、情報システムの調達は、従来の開発型のシステム構築よりも、少ない費用と短い期間で実現できる。

しかし、ＣＯＴＳを導入したことによって発生するその他の費用を考慮したトータルなライフ・サイクル・コストとして考えると、必ずしも費用が削減できるとは限らない。

ライフ・サイクル・コストとは、製品や情報システムなどの費用を製造～使用～廃棄の段階を全体として考えたものである。

情報システムのライフ・サイクル・コストは、一般に、以下のように分類することができる。

①　調達に係る費用

②　運用に係る費用

③　保守に係る費用

④　ソフトウェアのライセンス等に係る

---

4 "Department of Defense (DOD) Diminishing Manufacturing Sources and Material Shortages Guidebook" http://www.dmea.osd.mil/docs/sd22dmsms_Guidebook.pdf

費用

⑤ その他

情報システムに組み込まれたＣＯＴＳは、情報システムのセキュリティ・レベルを維持するために、常に最新の状態に維持しておく必要があり、そのための保守活動が重要である。

情報システムからの情報漏えいや、ウイルス感染等を防止するため、セキュリティポリシーの規定、実施、適合状況の把握、および不適合時の対処といったセキュリティ・ライフ・サイクル管理を実現し、情報システムのセキュリティ確保をする必要がある。

セキュリティ・ライフ・サイクルを考慮した活動として、以下のような活動がある。

① Plan: セキュリティ機能の構築
・セキュリティポリシーの作成
・セキュリティ機能の設計
・運用管理等規定類の整備

② Do: セキュリティ機能の運用
・各種ＣＯＴＳ等の設定
・バージョン／リビジョンアップ（セキュリティパッチ適用含む）
・監査証跡等収集

③ Check: セキュリティ機能の監視
・ＣＯＴＳ等の脆弱性情報収集
・新たな脅威に対する情報収集
・各種ＣＯＴＳ等の設定値の有効性確認
・ウイルス感染の有無
・不正侵入等の有無等

④ Action: セキュリティ機能の改善及び要処置事項の対処等
・通常運用時
・バージョンアップ
・最新セキュリティパッチの適用
・不測事態発生時の対処
・状況分析
・対処
・ システム復旧等

情報システムの保守に係る費用の中で大きな比率を占めるのがＣＯＴＳのバージョン／リビジョンアップである。

ＣＯＴＳの保守費は、購入価格の二〇％前後が慣習となっている。

セキュリティの脆弱性対処等に必要なバージョン／リビジョンアップのデータを入手するためには、この保守契約を締結することが必須である。

しかし、情報システムの場合、入手したデータをそのまま適用することはできない。

ＣＯＴＳのバージョン／リビジョンアップが、複数のＣＯＴＳや、開発された運用プログラムが相互に連携している情報システムに影響を与えないことを、事前に確認する、適合化確認作業が必要である。また、これらのデータを適用した後に、情報システムとしての機能、性能等を維持するために、関連するＣＯＴＳや運用プログラム等のチューニングが必要になる場合もある。

このため、ＣＯＴＳを採用した情報システムは、「保守に係る費用」として、ＣＯＴＳ製造業者との保守契約の他、バージョン／リビジョンアップのソフトウェアに対する適合化確認作業、インストール作業、関連するＣＯＴＳや運用プログラム等のチューニング作業等を見込んだ費用を想定する必要がある。

情報システムの管理者は、このような活動を想定しつつ、システムのライフ・サイクルで発生する費用をできるだけ少なくおさえるための対策をとることが重要である。

米国政府では、限られた予算で最大の成果を出すための情報システム調達の契約形態として、「どれだけ要求元の指示通りにプロジェクトを遂行したか」ではなく、「プロジェクトを通じて、要求元が望んでいた結果が出せたか、あるいはどれだけ期待を上回ったか」というパフォーマンスに注目する「パフォーマンス・ベース契約」の採用がすすめられている。

パフォーマンス・ベース契約を採用している例として、海軍・海兵隊イントラネット（Navy Marine Corps Intranet: ＮＭＣＩ）がある。

要求元である海軍と海兵隊は、サービスレベルの合意(Service Level Agreement: ＳＬＡ)を通じて、どのような「品質」のサービスを必要としているのかを受注者であるＥＤＳ[5]に明示している。

パフォーマンス・ベース契約においては、製造業者が負担した費用に関わらず、要求元が支払う金額は固定とするのが基本である。

このため製造業者は費用を抑えるための工夫を独自に行うことで利益を出さなければならないが、一方でより良い結果が出せればその分、報奨金などの形で新たな利益を得ることができる。

㈤ セキュリティ設計

米国政府が自分達用に開発した情報システムを調達する場合、情報セキュリティに関する機能を非常に詳細に要求して開発することができる。

しかし、市場標準に準拠して開発されたＣＯＴＳにそのような要求をすることはできないため、ＣＯＴＳを使用するということは、潜在的にセキュリティ・リスクを持つことになる。

第一に、ＣＯＴＳは市場標準に準拠して、異なる製品間での相互運用性を持つように設計されているため、許可されないアクセスが増える可能性がある。

第二に、システム内の情報を管理するために使用しているプロトコル等に関する情報を、誰もが入手可能であるため、それらの情報を、情報の流れにアクセスしたり、若しくは、中断させたりするのに使用される可能性がある。

このため、ＣＯＴＳを採用した情報システムを調達する場合は、情報システムの調達段階で、これらの脆弱性を考慮したセキュリティ機能を明確に要求し、情報システム設計の段階で、利用者認証、アクセス制御、暗号化等の適切なセキュリティ機能を付与する必要がある。

㈥ 軍事上特有の環境条件

軍事及び防衛の領域では、情報システムの開発において、非常に過酷な環境で稼動するという、特別な条件が付与される場合がある。

このような情報システムは、マイナス数十℃の極寒からプラス八十℃といった猛暑のような環境で運用することが要求される場合がある。また、激しい振動、ショック、乾燥、その他の過酷な環境に耐えなければならない場合もある。

軍事用ＣＯＴＳは、市場で利用可能な技術を用いて開発されたとしても、設計、試験、頑丈なシステム若しくはモジュールとしての特徴は、過酷な軍事上の環境に耐えられるものでなければならない。

軍事用ＣＯＴＳ製造業者の多くは、これらの過酷な環境に対応する軍事用の装置や情報システムをゼロから構築するの

[5] http://www.eds.com/sites/nmci/

ではなく、現在ある設計を基に、市場製品と同様に機能しつつ、素材、密閉、温度、コネクタ、ファスナー、塗装、仕上げ、保守、製造等を考慮して、過酷な環境に耐えられるように設計する。

誰でも自由に無償で利用できるオープン・スタンダードな規格は、ＣＯＴＳ製造業者が、個々の機能をアップグレードするために、下位互換を維持していれば、新しい技術を利用することを許可している。

このため、オープン・スタンダードは、軍事用に利用できるＣＯＴＳを作成するための重要な規格となっている。

オープン・スタンダードを利用することで、プロジェクト内での一回だけのエンジニアリング・コストである、非反復エンジニアリング・コスト削減の観点から、初期設計フェーズ、アップグレードプロセスの両方において、製造業者にとっても、米国政府機関にとっても経費節減を実現することができる。

四　調達

ＣＯＴＳ調達におけるＤｏＤ統一のポリシーは存在しないが、軍需品の開発に関するポリシーとして、「ＤｏＤの情報リソース及び情報技術の管理(DoDD8000.1)[6]」がある。

この基準では、「市場ＣＯＴＳを適用させる前に、ＤｏＤの各機関は、外部及び内部のセクターにおいて、システムの各プロセスを、ＣＯＴＳと非開発品目[7]及びサービスが連携した状態等でベンチマークテストを実施しなければならない。」と述べている。

情報システムの調達においては、米国連邦政府は、採用する技術レベルを統一させるために、連邦政府各機関が発注する情報システムの基礎となる技術開発の方向付けを行い、それに準拠したＣＯＴＳ製造業者やそのサービスなどを調達するといったことが行われている。

特に、情報システム関連では技術・品質などの標準を定めることによって、政府機関が求めるシステムを絞り込むということが行われている。

例えば、二〇〇四年八月に出された国土安全保障に関する大統領指令(HSPD-12[8])は、全ての連邦政府機関に対し、職員および請負業者の識別・認証のために共通の規格を採用することを義務付けており、関係機関は、政府の情報システムや建物へのアクセス／入出管理のための共通の個人識別情報として、「Personal Identity Verification：ＰＩＶ」スマート・カードを採用しなければならない。

これを受けて、米国標準技術局(National Institute of Standards and Technology: ＮＩＳＴ)は、連邦政府の職員及び請負業者のための個人識別情報の検証(ＰＩＶ)の要件を規定する米国連邦標準規格FIPS 201[9]を制定した。

連邦政府機関は、この規格にあったＣ

---

[6] DoDD 8000.1, ement of DoD Information Resources and Information Technology , February 27, 2002
http://www.dtic.mil/whs/directives/corres/pdf/d80001wch1_022702/d80001p.pdf

[7] 米連邦政府、州や地方機関または米国と相互防衛協力条約を結ぶ外国政府により過去に政府目的のみに開発されたあらゆる補給品目を指す。また上記の品目で、所轄省庁の要求に合わせるために市場において小さな変更や変更を要求された品目をさす。

[8] Homeland Security Presidential Directive 12
http://csrc.nist.gov/policies/Presidential-Directive-Hspd-12.html

[9] Federal Information Processing Standards Publication 201
http://csrc.nist.gov/publications/fips/fips201-1/FIPS-201-1-chng1.pdf

ＯＴＳやサービスを調達することになる。

また、情報システム調達におけるプロジェクト・マネジメントの手法としては、ＤｏＤが欧州各国の国防省と協力して作成した「アーンドバリュー・マネジメントシステム(Earned Value Management System: ＥＶＭＳ)」を連邦政府全体として普及させようとする動きが本格化している。

ＥＶＭＳは、作業の進捗や達成度を金銭的に表現したもので、一九九八年六月に米国規格協会(American National Standards Institute: ＡＮＳＩ)がＥＶＭＳの名称で、ANSI/EIA-748-1998として発行した。

米国では一定額以上の政府系の入札では応札業者にＥＶＭＳの対応が義務付けられている。

軍事用の技術開発は、時間がかかるため、単一技術としては、ＣＯＴＳ市場の方が、ＤｏＤの技術より進んでいる場合が少なくない。

このため、ＤｏＤは、市場の動向を積極的に取り込んでいく必要がある。

ＤｏＤのプログラム・マネジャには、ＣＯＴＳを基盤にした情報システムのライフ・サイクルを考慮して、ＣＯＴＳを基盤にした情報システムを継続的に発展させ、システムの調達に長期的な視野を持ち、調達に関する文化を変えていく等の活動を展開していくことが求められている。

五　まとめ

新しいシステムの調査、試験、評価及び調達に関する費用が削減されている中で、ＤｏＤは、費用を節約するために、ＣＯＴＳを主体とした調達モデルに方向転換し続けている。

ＣＯＴＳの長所は、調査、試験、評価及び調達の費用を削減し、調達期間を短縮できることである。

しかし、ＣＯＴＳだけで必要な機能及び性能を満足できるとは限らない。

時には、購入したＣＯＴＳに手を入れたり、作りこみのプログラム等で保管したりする必要があるが、それは、システムや技術を新規に開発するよりも必ずしも良い考えであるとは限らない。

米国連邦政府は、要求にあったＣＯＴＳを調達できるようにするために、まず、連邦政府各機関が発注する情報システムの基礎となる技術開発の方向付けを行い、次にそれに準拠したＣＯＴＳ製造業者やそのサービスなどを調達する、という仕組みを確立しつつある。

また、ＣＯＴＳ提供者との関係を考えた、ＣＯＴＳ採用に関する予算の再編成、情報システムのライフ・サイクルを考慮した、パフォーマンス・ベースの契約といったシステム調達のポリシーの変更等、ＣＯＴＳベースの情報システムの調達／維持を考える体制へと少しずつ移行しつつある。

我が国においても、情報システムの調達／維持費用の削減は重要な課題であり、情報システムのライフ・サイクルを考慮したＣＯＴＳ調達ポリシーの確立、調達及び維持予算の再編成が必要である。

例えば、情報システムの調達において、パフォーマンス・ベース契約のような形態を今すぐに導入するのは難しいかもしれないが、複数のＣＯＴＳで構成される情報システムに対して、限られた予算で、必要なサービスを確実に調達するために、ＳＬＡの概念を導入する等の検討をしていくことが重要であると思われる。

ポロニウム２１０暗殺事件とロシア情報機関

寺谷弘壬
（青山学院大学名誉教授　国際比較研究所長）

一　はじめに

二〇〇六年十一月二十三日、元ロシア情報機関KGB（ソ連国家保安委員会）、のちFSB（ロシア連邦保安庁）中佐Ａ・リトヴィネンコ（四十三歳）が、ロンドンの病院で死去した。死因は、放射性物質ポロニウム２１０による白血病であった。病状が急変した十一月一日に、この無味無臭の毒薬を呑まされたのか、あるいはその少し前なのか、さらには二度にわたって呑まされたのか、まだ現時点では明らかになってはいない。また、呑まされた場所もロンドンのメイフェヤーのミレニュウム・ホテルのバーなのか、日本すし店なのか、イタリア料理店なのか、定かではない。ただ、ポロニウム２１０という放射性物質の投与が、直接の死因なので、その放射能痕跡を追究していくと、真相にたどりつく可能性もある。

二　ポロニウム２１０

ポロニウムとは、この地球上で天然に存在する放射性元素の一つである。このポロニウム２１０は、現在ロシア、英国、イスラエル、米国などで作られており、世界全体で約一〇〇グラムの生産といわれている。米国はロシアで生産されたものを、毎月八グラムぐらい輸入している。ロシア連邦原子力局長官Ｓ・キリエンコ（元ロシア首相）(一)によれば、ロシアではウラルの一か所で作られていて、厳しく管理され、生産されたすべての量は米国に輸出されているという。英国への輸出は五年前から行なっていない。

用途は、米国では静電気を取り除いたり、フイルム・レンズからごみを取り除いたりして、塗料用や印刷用に使われているが、かつては原爆の起爆剤に使われたり、長い間、車のプラグの発火装置にも使われていた。

このポロニウム２１０は、ノーベル賞を受賞したキューリ夫人が一八九八年に発見した放射性物質である。キューリ夫人は当時、生まれ故郷のポーランドがロシア、プロシア、オーストリアの三つに分割されていて、歴史から抹殺されそうになっていたので、世間にその危機を知らしめるために、ラテン語でポーランドを表すポロニアから取って、ポロニウムと名付けたのである。その毒性は、ほんの少量でも内臓をずたずたにし、一〇日で髪の毛を失い、二〇日ぐらいで死ぬ。一度体内に入ったポロニウム２１０は、つばや小水では飛び出ることもあるが、皮膚を通して体外に出ることはない。紙一枚、皮膚の皮一枚通さないからである。だから、簡単な包装で持ち運びもきわめて便利といえる。リトヴィネンコの父は「息子は小さな原子爆弾で殺された。ごくごく小さいので、まったく目には見えない」と、通訳を通じて語ったという。

ポロニウム２１０で死亡したのは、リトヴィネンコが初めてではない。人類史上初めて、このポロニウムで死んだ人は

(一) MOSNEWS.COM, December12,2006

日本人で、山田ノブスという研究助手であった。フランスのキューリ夫人の実験室でポロニウムの抽出に従事していた時である。一九二四年に、この放射性毒性を浴び、一九二七年に死亡している。ちなみに、キューリ夫人の娘イリーナもポロニウム２１０に汚染されて死亡したのである。パリーのラジウム研究所で密封していたカプセルが壊れて、一〇年たった一九五六年に白血病で死んでいる。この一九五〇年代には、イスラエルの核研究所でも汚染されて物理学者と学生の二名が死亡している。

　第二次世界大戦中、アメリカのローチエスター大学の隔離病棟で、フィンク博士が末期がん患者の一人に水に溶かしたポロニウム２１０を与え、他の四人には注射をしたが、五人ともわずかな分量で、しかも短時間で死んだ（一人だけ六日間生存した）。いわば、マンハッタン計画の人体実験であった。

　ソ連では一九三八年に内務人民委員部（NKVD）のL・ベリアの命令で設立された秘密毒性研究所（生物学者G・マイラノフスキー所長）で研究されていた。マイラノフスキーのところでは、ドイツ軍捕虜がこのポロニウム２１０を飲まされて死亡し、その死体はモスクワ中心にあるスクリファソフスキー救急クリニックに運ばれて検査されたが、この毒素は発見されず、ドイツ捕虜は自然死と判定されたという。これも残酷な人体実験である。マイラノフスキー研究所は一九四六年に、秘密警察（当時NKVD、現FSB）長官がベリアからV・メルクウロフに代わった時点で、閉鎖された。

　しかし、この毒物はソ連・ロシア史を通じて時々使用されたようである。ポロニウム２１０は放射能と毒性のため、ロシアでは早い段階で兵器として開発されていた。一グラムのポロニウム２１０は、約五、〇〇〇万人を殺害し、さらに五、〇〇〇万人を負傷させる威力を持つので、ガス室で人間をいっぺんに殺すのに適している。原子爆弾よりも強い殺傷力である。

　リトヴィネンコが飲まされたポロニウム２１０の量は、ほんのわずかであるが、致死量の一〇〇倍であり、総額四〇億円にもなる。〇・一マイクログラムの価格が十二億円（一、〇〇〇万ドル）と言われているだけに、個人の関与できる領域をはるかに超えているともいわれている。

三　毒殺事件

　このポロニウム２１０でリトヴィネンコは毒殺されたのである。ピストルでも殺せるところを、きわめて残忍なやり方で殺害されたのである。さまざまな毒をもって殺すという事件はソ連・ロシアでは度々起こっている。

　たとえば、ごく最近では、二〇〇四年九月二十四日、サンクトペテルブルグの「闇の帝王」といわれたR・ツェポフが四十二歳で毒殺されている。ツェポフはリトヴィネンコと同じ年の生まれ（一九六二年）で、警察官となり、内務省にも勤めたが、ソ連邦崩壊前に警備会社「バルチック・エスコート」をつくって、サンクトペテルブルグの警備、したがって副市長のプーチンの警備なども担当していた。同時にカジノの経営や砂糖・非鉄金属の売買や不動産売買にも大きく手を広げていたマフィアさながらの男である。二〇〇三年ごろは、プーチンとのコネから政府と石油会社「ユーコス」の仲介で交渉・調停役を買って出たりしたこともある。

このツェポフが、二〇〇四年九月十一日か十二日に猛毒を呑まされて、白血病で死去したが、当時病院ではその猛毒が特定できなかった。いまから考えると、その症状はポロニウム２１０そっくりであった。そうであるとすると、ポロニウム２１０はロシアでは入手し易いことになる。毒をもったのは誰なのか今も不明だが、のちに詳述するが、ロシア国家に乗っ取られる民間石油会社「ユーコス」のネヴズリン社長が怪しまれている。

　リトヴィネンコが究明していたというジャーナリストのポリトコーフスカヤ女史も、二〇〇六年十月七日に自宅アパートのエレベータ内で何者かに射殺された。チェチェン戦争に深い関心を持ち、チェチェン寄りの取材活動をしていたポリトコーフスカヤは、その二年前の二〇〇四年九月、ベスラン学校占拠事件の時に北コーカサス行きの切符を手に入れようとしたが、できずに、方向の近いロストフ・ナ・ドン行きの切符で飛行機に飛び乗る。機内では飲み食いしなかったのに、最後に貰った水一杯で気絶して、数日間病院に寝ていた。反プーチン、チェチェン寄りの記事を書く彼女を付け狙っていた二人のFSB(ロシア秘密警察）員に毒をもられたといわれている。この毒は何だったのか。リトヴィネンコの病状初期の段階で言われていたタリウムかもしれない。

　ちょうど同じ時期の二〇〇四年九月、ウクライナ共和国のＶ・ユシチェンコも大統領選挙中、SSU(ウクライナ秘密警察）長官Ｉ・スメシコと夕食を共にした夜、毒をもられ、重態となった。顔面が著しく変形したことは周知の事実である。この猛毒はロンドンの研究所の検査でダイオキシンであることが判明している。もちろん、ウクライナ秘密警察はFSB（ロシア秘密警察）につながっていたのである。当選したユシチェンコ大統領は反ロシア・反ソ連派と見られていた。

　やや古いが、反ロシア・反ソ連の人物を、外国のロンドンでソ連が関与して毒殺した事件もある。一九七八年九月七日に、BBC国際放送に勤めていたブルガリア人亡命者Ｇ・マルコフは、ウオータロー・ブリッジのそばで、太ももを傘の先で突かれ、高熱に苦しんだのち三日後に死亡した。傘の先からリシンという猛毒が小さな弾丸となって飛び出るようにしかけられていたのである。ブルガリアのＨ・ジューコフ第一書記（当時）の依頼でKGB（ソ連秘密警察）長官のＹ・アンドロポフ（のちソ連書記長）が協力したものである。マルコフはそれまで二度もねらわれ、いずれも失敗して死をまぬがれたが、三度目の毒殺決行がジューコフ第一書記の誕生日に合わされていたのである。一九八九年以後、共産党独裁体制が崩壊してからブルガリア秘密警察の資料は急遽焼却処分に付され、関係者も交通事故などで変死して、迷宮入りした事件であったが、二〇〇五年にブルガリア政府は正式に英国政府に謝罪している。このように、毒殺あるいは毒殺未遂事件は枚挙にいとまがない。

四　元KGB(のちFSB)中佐リトヴィネンコ

　リトヴィネンコは、英国の報道ではマルコフと比較されたり、ツェポフと一緒に記事[1]に取り上げられたりしている。

　リトヴィネンコは、一九六二年、ロシアのヴォロネジ市に生まれた。一九八〇年に中学校卒業の後、ソ連軍に入隊し、中佐にまで昇進する。

---

(1) たとえば、The Sunday Times, December 3, 2006

一九八八年にKGBの防諜部門に移り、一九九一年、反テロと組織犯罪（マフィア）対策部に配属になる。その間、ロシア保安省(MB)、ロシア連邦防諜庁(FSK)、ロシア連邦保安庁(FSB)と名前は変わるが、いずれも秘密警察である。そのFSBの最高機密部門に配属され、第七部の副部長も務め、モスクワ犯罪捜査部門賞(MUR)を受賞している。

一九九六年にはダゲスタンでチェチェン軍に捕えられたロシア兵の救出作戦に加わっている。また、上司の命令により、D・ドゥダーエフ初代チェチェン大統領とも内々に通じていたという。このドゥダーエフは携帯電話をかけていていたところを、その赤外線を追跡するロシア軍のロケット弾に当って、一九九六年四月に殺害されている。

B・ベレゾフスキーとは一九九四年七月、新進企業家を調査している時に個人的に知り合いになっている。一九九四年当時、ユダヤ人ベレゾフスキーは「ロゴヴァス」という中古車会社の社長で、チェチェン・マフィアと組んで、販売網を広げていた時である。チェチェンの商売がたきであるロシア・マフィアから狙われて、メルセデス・ベンツを爆破され、運転手が殺されたこともある。

組織犯罪（テロ・マフィア）担当のリトヴィネンコはベレゾフスキーに度々会い、そしてベレゾフスキーの紹介で、当時のプーチンの側近たちとも大勢知り合いになったという。一九九八年七月にはプーチン本人とも直接出会う機会をベレゾフスキーは作ってくれたという。その会見直後に、プーチンはFSB長官になっている。つまり、FSBの部内でも、リトヴィネンコはベレゾフスキーの子分のように思われていたふしもある。

このようなリトヴィネンコに対して、一九九七年七月、このベレゾフスキーの殺害をFSB上司から命令される。リトヴィネンコは、同僚四人と共に一九九八年十一月に行なった記者会見で、「一年前から殺害命令を受けていた」と暴露してしまう。ベレゾフスキーは当時すでに、自動車会社「アフトヴァス」、石油会社「シブネフチ」、航空会社「アエロフロート」などを所有する大富豪（オリガルヒ）になっていると同時に、エリツイン大統領に政治献金し、エリツイン一家の経理担当までしていたコネで、政界入りし、国家安全保障会議副書記、独立国家共同体(CIS)事務局長の要職に就いていた。一方、プーチンは、リトヴィネンコの所属するFSB長官を務めていた時期である。

当然のことながら、重大秘密を暴露したリトヴィネンコは一九九九年三月、職務怠慢と越権行為の容疑で逮捕され、八か月間レフォルトヴォ刑務所に収監された。裁判で無罪放免になったが、十一月に再び逮捕されて、七か月間ブトゥイルスカヤ監獄に入れられている。今度は汚職賄賂の理由である。さらに二〇〇〇年になって、虚偽の調査報告をしたとして三度目の刑事告発を受け、三年半の懲役(執行猶予付で出国しないという条件)を言い渡されそうになる。そこで二〇〇〇年八月に、国外に出ることにして、ウクライナ経由でトルコに飛ぶのである。トルコまで観光ビザで出国していた妻マリアと子供アナトーリと合流して、二〇〇〇年十一月一日に英国にたどりついた。

英国に住み着いたリトヴィネンコは、ベレゾフスキーの庇護のもと、プーチン政権批判・チェチェン戦争非難のキャンペーンを徹底的にやり始めた。死亡する直前の二〇〇六年夏に、リトヴィネンコ

はインターネット上に、「大統領は常習の小児愛病者」ときめつけている。またプーチンは数年にわたって、マフィアから分け前をもらっていた(三)、とも記している。それから間もなく毒を呑まされた二〇〇六年十一月一日は、リトヴィネンコ一家の記念すべき在英六周年の日であった。しかも二〇〇六年一〇月にやっと正式な政治亡命が認められたので、それを妻と祝う予定であった。

五　毒殺要因

英国市民の元KGBリトヴィネンコは、何のために誰が殺されなければならなかったのか。この設問の答えはきわめてむずかしい。マルコフ暗殺やツェポフ毒殺のように、迷宮入りしてしまう可能性も多分にある。しかし、ポロニウム２１０は放射性物質であるだけに、追跡もしやすい。ただし、半減期間は一三八日である。

(三) サンクトペテルブルグでドイツの企業がペテルブルグの当時最大のマフィア「タンボフ」組の大親分クマーリンと組んで一九九二年に合弁企業をつくり、大々的なマネーロンダリングをして、ロシアの不動産物件に投資していたのである。その会社がSPAGで、プーチンはすくなくとも二〇〇〇年三月までは七年間以上も、この会社の顧問をしていたというのである。つまり、大統領代行の時も、このマフィア会社の顧問であった。

時間は限られている。

リトヴィネンコは病床で、プーチンの名前を挙げて「背後にはプーチンがいる」と述べているが、もちろんプーチン大統領は否定し、弔事まで送っている。ただ、ロシアではプーチンの主導で、二〇〇六年七月に〝ロシア体制の敵〟は暗殺してもよいという法律が議会を通過した。テロや反ロシア分子は抹殺してもよいという法律である。プーチンが直接やらなくても、秘密警察（FSB）がやってくれるだろう。

リトヴィネンコは死の直前にもう一人イーゴリというヒットマンを刺客として挙げている。ロシアから派遣された四十六歳のスペツナズ、柔道・空手が得意な六フィートの大男でイーゴリという説である。FSB派遣である。しかもロシア大使館の領事が常時監視していたと告げている。英国のロシア大使館員ヴィクトル・キーロフがリトヴィネンコの動静をずっとモニターしていたというのである。たしかに在英ロシア大使館には、アナトーリ・V・キーロフがロシア大使館の領事の資格で二〇〇五年まで務めていた。しかし、この線はまもなく消えていった。

ロシアで流布されている説に、リトヴィネンコ本人が自作自演で自殺を行ない、ロシア大統領プーチンに復讐して、人気をおとしめるためにやったというのがある。ロシア連邦議会の報道官S・ミロノフは「評論家ポリトコーフスカヤと元FSBリトヴィネンコの死と、プーチン大統領の海外訪問とは偶然ではない。両者の死亡報道は、まさにプーチンがフィンランドでEU代表と会合する時に、流された。この一致は偶然ではないと思う(四)」と述べている。

さらに、もう一つの自作自演、それは、リトヴィネンコがチェチェンに手渡すべき放射性爆弾〝ダーティ・ボンブ〟をつくっていて、あやまって自分が被爆したのではないかとする説である(五)。確かにソ連邦が崩壊して以後、かつて国家やKGB(現FSB)の厳しい統制化にあった放射性物質、たとえば濃縮ウラン、プルトニウム、セシウム、オスミウムなどが海外に持ち出され、高額で取引されていた時代でもある(六)。

(四) Interfax, November 29, 2006
(五) Eurasia Daily, December 6, 2006
(六) 拙著『ロシアン・マフィア―旧ソ連を乗っ取った略

リトヴィネンコも実際に取引していたか、その取引を目撃する機会もあったかもしれない。

六　ユダヤ大富豪ベレゾフスキー説

また、リトヴィネンコを庇護していたベレゾフスキーが、毒殺に関与したという見方もロシアでは強い。

ホドルコフスキーが十一月一日にベレゾフスキー事務所に訪れたことははっきりしているのであるが、ロンドン警視庁は「プーチン大統領と敵対し、同国に亡命しているロシア政商ベレゾフスキーの事務所から、ポロニウム２１０の痕跡が検出された」と発表したという報道を強調する。

言うまでもなく、プーチン政権にとっては、ベレゾフスキーは最大の敵である。エリツイン大統領が病気がちで政治力を失ってから、ベレゾフスキーはプーチンに阻害されるようになっていた。一九九九年三月、ベレゾフスキー逮捕の決定がなされ、逮捕は取り下げられる代わりに、独立国家共同体（CIS）事務局長を解任されている。また、同年十二月の下院選挙で北コーカサスのカラチャイエヴォ・チェルケッシアから当選したが、プーチンの指針に反対して、二〇〇〇年七月に下院議員を辞職している。

ベレゾフスキーは二〇〇一年に英国に亡命してから、ロンドンに居を構えている。プーチン政権を倒すためには何でもすると公言してはばからない。自ら所有するアパートにはリトヴィネンコとチェチェン亡命政権副首相Ａ・ザカーエフを隣どうしに住まわせて、反ロシア姿勢を強めている。プーチン政権は、ユダヤ人ベレゾフスキーを犯人にしたてたいのだろう。

さて、リトヴィネンコはイタリア人Ｍ・スカラメラが怪しいとも、友人Ｙ・フェルスチンスキーに伝えている。二〇〇六年十一月一日、〝学者〟スカラメラとは、ロンドンの日本すし店で午後三時半ごろ出会っている。その時、リトヴィネンコはすしを食べたが、スカラメラは口にしなかったという。この店からもポロニウム２１０が検出されている。

スカラメラは一九七〇年四月二十三日、ナポリで生まれ。一九九六年から二〇〇〇年にかけて、ナポリ大学の教授になったといっているが、ナポリ大学は否定している。二〇〇三年から二〇〇六年にかけて、スカラメラは「ミトローヒン」(七)委員会のコンサルタントを引き受けている。ミトローヒン委員会とは、KGB（後FSB）に保管してあった機密資料を、KGBのミトローヒンが一九七二年から一九八四年にかけての十二年間、ほとんど毎日、手書きをしたり、機械でコピーしたりした二五、〇〇〇ページに及ぶ資料を一九九二年に英国に持ち出し、それをケンブリッジ大学教授アンドリューがミトローヒンと共に丹念に分析したものを基礎に、KGBがいかにイタリアの政界や財界に冷戦構造時代浸透していたかを検索する委員会であった。この委員会の議長がＰ・グザンティで、彼の主な仕事は首相に立候補するＲ・プロディを蹴落とすためのものであった。リトヴィネンコがスカラメラに伝えた情報は、プロディ現首相がKGBの「ナンバーワン・エージェント」であ

奪者たち』1994年、文藝春秋、144～148ページ

(七) Christopher Andrew and Vasili Mitrokhin, The Sword and The Shield—The Mitrokhin Archive and The Secret History of The KGB,1999,Basic Books, New York

るということだった。しかもプロディはローマ法王ジョン・ポールⅡが一九八一年に暗殺されそうになったKGBの仕業を保護したという。リトヴィネンコはこの話を、元FSB大佐A・トロフィーモフから聞いたとしている。トロフィーモフ（六十五歳）は、二〇〇五年四月一〇日、モスクワ市内の自宅前で、銃殺された。

日本すし店でリトヴィネンコに会った時、スカラメラは、ポリトコーフスカヤの資料を渡すと同時に、自分のEメールを見せ、ロシアの二か所から五人を殺すという脅しが入っていることを伝えている。殺傷すべき五人とは、リトヴィネンコ、ザカーエフ、ベレゾフスキー、そして自分スカラメラとグザンティであったという。

リトヴィネンコの死後、スカラメラもポロニウム２１０に毒されていたので、ロンドンに行き、病院で精密検査を受けて、イタリアへ帰国した二〇〇六年十二月二十五日に、空港で逮捕された。目下ローマで収監中である。ただし、容疑は、リトヴィネンコ殺害とは無関係で、武器の密輸とプロディ首相への悪宣伝、ウクライナ人スパイに対する罵詈雑言だという。

スカラメラと会った日、リトヴィネンコはロシアからやって来たA・ルガヴォイと出会っている。刺客と思われるルゴヴォイも元KGB(現FSB)の職員で、リトヴィネンコとは一〇年前からの知り合いらしい。リトヴィネンコがFSB現役の時に、ルゴヴォイはベレゾフスキーの警備員として彼のテレビ局ORTで働いていた。今は飲料会社の社長と名乗っているが、FSBとはきわめて近しい。

一年前にリトヴィネンコからルゴヴォイに電話があり、「ロンドンへ来ないか」と誘われたという。ちょうどロンドンでロシアと英国のチームのサッカー試合があり、一〇月二十五日に三人の子供と妻とを伴い、ロンドン入りした。ルゴヴォイが泊まったホテルや乗った飛行機からポロニウムが検出されている。ルガヴォイがロンドンに到着した一〇月二十五日に、立ち寄り先のイタリア店からもポロニウムが検出されている。

ルガヴォイと一緒にホテルでリトヴィネンコにであったもう一人の元KGB(現FSB)はD・コヴツンである。「ロンドンには二人のビジネス・パートナー、V・ソコレンコとコヴツンも連れてきて、十一月一日のCSKAモスクワとアーセナルの試合を見にいった」という。リトヴィネンコとの会見の時、まったく偶然にコヴツンはいたという。ソコレンコはリトヴィネンコと出会ってないと証言している。もっとも強いポロニウム２１０は、ミレニュウム・ホテルのパイン・バーとルゴヴオイとコヴツンが一〇月三十一日から十一月三日にかけて宿泊した部屋（四階）からも検出された。

コヴツンは一〇月二十八日、モスクワからハンブルグにアエロフロートで到着し、この日に使った車、元妻のベッド、元義母の家、三〇日に行った移民局からもポロニウム２１０が検出されている。

七　「ユーコス」ネヴズリン説

このコヴツンを水銀で殺害しようとしたというのが、元「ユーコス」社長のユダヤ人L・ネヴズリンであるという情報もモスクワから流れた。ネヴズリンとは、リトヴィネンコが死去する三か月前にイスラエルに飛び、民営石油会社「ユーコス」を暴力的に国有化した戦略のFSB極

秘資料十八ページを手渡した相手である。リトヴィネンコの死後、ネヴズリンがロンドン警視庁に「これが殺害原因ではないか」と提出した情報である。

ネヴズリンは『ユーコス』の創始者ユダヤ人M・ホドルコフスキー(八)の右腕で、ホドルコフスキーが二〇〇三年一〇月に逮捕される前後に、ユーコスの社長を受け継いだが、二〇〇三年十一月にイスラエルに亡命した。

ネヴズリンには、巨額脱税だけではなく、「ユーコス」警備保障部長のA・ピチュギンへの殺人教唆の罪で、ロシア官憲から逮捕状が出ていたのである。

ピチュギンはネヴズリンの命令でタンボフのゴーリン夫妻を殺し、さらに幾つかの殺人未遂事件を起こしたとして、二〇〇三年六月に逮捕され二十四年の懲役に処せられて、服役中である。もちろん、ピチュギンもネヴズリンも無罪を主張している。

このネヴズリンが、コヴツン殺害未遂を犯したと同時に、リトヴィネンコ殺しの真犯人だと、ロシア側は主張する(九)。そして殺害に用いたのは〝毒薬〟水銀だというのである。そういえば、ネヴズリンと同じ時期に西側に脱出した元「ユーコス」戦略計画・財務担当取締役A・ゴルボヴィッチ(四十一歳)は、現在イタリアで拘留されていて、ロシア当局がマネーロンダリングと株売買の不正な飛ばしのかどで引き渡しをもとめている人物であるが、このゴルボヴィッチもネヴズリンに妻ともども水銀蒸気を車の中に撒かれて殺害されそうになったと告白している。これが真実なら、まるで十九世紀の毒殺手段である。ゴルボヴィッチとネヴズリンは「ユーコス」時代に対立関係にあった。

八　おわりに

二〇〇〇年にロシア・ユダヤ人議会会長、二〇〇一年に下院議員に選出されたネヴズリンは、ロシア政界にひと波乱もふた波乱も巻き起こすはずであった。現在は亡命してイスラエルでディアスポラ博物館の指導理事会議長やナダフ基金の理事長の地位を獲得している。

ネヴズリンによれば、プーチン下のロシアはまるでスターリン時代で、「プーチンが法」であるという。プーチン政権を倒すために、二〇〇四年の大統領選にはホドルコフスキーを支えようとし、次の二〇〇八年大統領選にはチェス元チャンピオンのG・カスパロフや独立派(元我が家ロシア党)下院議員V・ルシコフを支援するといっているが、カスパロフは支援を拒否し、ルシコフも躊躇している。

ホドルコフスキー本人も、「牢獄からでも出馬できる」として二〇〇七年十二月の下院議員選、そして二〇〇八年のロシア大統領選に出馬するつもりであったが、八年の懲役でシベリアにつながれている。まもなくホドルコフスキーの刑期は十五年に引き延ばされるかもしれない。

かくしてロシアとチェチェン人の戦争に加え、ロシアとユダヤ人の死闘が熾烈化していくのである。そんな状況の中で、リトヴィネンコ暗殺事件は起こった。

(八) ホドルコフスキーは一九六三年六月生まれ。一九九〇年代の民営化で「メナテップ」銀行、ユーコスを手にいれ、大実業家となる。九九年に当時の市場価格で八〇億ドル相当の四，四五〇万トンの生産実績のあったユーコスを、わずか一億五九〇〇万ドルで入手した。二〇〇三年には個人資産八〇億ドルを持つロシア最大のオリガルヒ。二〇〇三年一〇月、シベリアの空港で逮捕され、二〇〇五年五月に九年の刑が確定した(のち八年に減刑)。二〇〇五年八月、一人部屋から十一人部屋に移されたが、選挙に出ると述べ、殴られたと伝えられている。

(九) Kommersant, December 28, 2006

平成十八年度
防衛調達基盤整備協会賞贈呈式行われる

財団法人防衛調達基盤整備協会は、「平成十八年度防衛調達基盤整備協会賞」贈呈式を、平成十八年十一月二十四日㈮午前十一時から新宿区市ヶ谷のグランドヒル市ヶ谷で実施した。

防衛調達基盤整備協会賞は、防衛装備品の生産及び調達に関連し、自主的に民間で行われた研究開発及び生産技術の向上などで、特に優れた業績を挙げた研究者及び技術者のグループ又は個人を表彰し、その努力を賞揚するとともに、この種の研究開発等の活動を一層奨励するため、贈賞を行っているもので、平成十八年度は社団法人日本防衛装備工業会、社団法人日本造船工業会から推薦を頂き、部外学識経験者による審査委員会の厳正な審査を経て選ばれたものである。

防衛調達基盤整備協会賞

今年度は、次の三グループ（八名）に対し贈呈された。

○「艦船廃棄物処理装置の研究開発」
三井造船株式会社
後藤　英親　様
山田　眞吾　様
分島　孝雄　様

○「八九式小銃用空包発射補助具（閉所戦闘用）の開発」
豊和工業株式会社
中村　貴　様
正木　久義　様

○「小銃てき弾用分離飛しょう方式の考案」
ダイキン工業株式会社
河野　幹　様
三好　秀貴　様
日野　健一　様

贈呈式典は、防衛庁から守屋防衛事務次官、飯原経理装備局長、横山装備本部長、安江技術研究本部長、佐々木長官官房技術監、小川防衛参事官をはじめ内部部局、陸・海・空各幕僚監部、装備本部等の高官、また、各友好団体の幹部の方々等多数の来賓をお招きし、盛大かつ厳粛に行われた。

理事長式辞

表彰状贈呈に続いて、式辞に立った宇

贈呈式の風景

ダイキン工業株式会社　様

豊和工業株式会社　様

三井造船株式会社　様

田川理事長は、式典参加者に対し謝辞を述べるとともに、当協会が防衛装備品の生産及び調達に寄与する財団法人として行っている事業を紹介し、その中でも防衛調達基盤整備協会賞は設立当初から実施してきた公益事業であり、表彰数も昭和五十四年度の第一回表彰以来百六十六件に上っており、今年度三グループ（八名）の受賞は、研究者および技術者のグループ、または個人が困難な課題に取り組まれ努力された賜物であり、そのご労苦とご精進に深甚の敬意を表する。

理事長　宇田川新一　式辞

当協会では本日の協会賞をはじめとする各種公益事業を今後とも充実して参りたいので、引き続き、皆様方のご鞭撻と、一層のご支援ご協力をお願いしたい。と述べ、式辞とした。

来賓祝辞

続いて来賓の祝辞があり、守屋防衛事務次官は、防衛調達基盤整備協会賞を受賞された三グループ（八名）に対して祝意を述べられた後、防衛装備品を取り巻く環境、特に財政事情については大変厳しい状況にある一方、装備品の高機能化、大型化などによる高価格化が進展している。このような中、新たな脅威や多様な事態にも即応できる効率的な調達補給体制の確立を目的として、防衛装備品のライフサイクル管理や調達改革、補給改革といった側面からさまざまな改革への取り組みを行っており、特に今年七月には、よりよい防衛装備品をより効率的に取得する体制の整備のため、新たに装備本部を設置した。また、研究開発体制の充実・強化の為、技術研究本部の改編を行ったところであり、今後ともわが国の防衛装備行政についてご支援、ご協力を賜りたい。と述べ、祝辞とされた。

事務次官　守屋武昌様　ご祝辞

受賞者代表謝辞

続いて受賞された三グループそれぞれを代表した方々から挨拶があった。

式典終了後、会場を移して祝賀会が開かれた。祝賀会は、茶木専務理事の開会挨拶、守屋防衛事務次官の祝辞、社団法人日本防衛装備工業会太田専務理事の乾杯で始まり、午後一時まで和やかに行われた。

平成十八年度　防衛調達基盤整備協会賞受賞

艦船廃棄物処理装置の研究開発

三井造船株式会社
後藤英親
山田眞吾
分島孝雄

受賞された方々

一　はじめに

近年、地球環境保護という見地から、世界的規模であらゆる分野において多種多様の調査や研究がなされ、その結果、その重要性を考慮して国際条約の締結や、環境保護運動が高まっている。

海洋環境においてもこの機運は例外ではなく、海洋汚染に関する各種の条約が締結されており、年々その規制が強化されている。

一方、艦船においては、艦内生活において発生する生活系の固形廃棄物を艦内に保管し、入港後陸揚げしているが、艦内保管時に固形廃棄物に付着している汚れが悪臭を発し、衛生面に悪影響を及ぼしている。

そこで当社は、海洋環境保護及び艦内衛生の向上を目的とし、艦内で発生する固形廃棄物を適切に艦内で処理及び保管を行うとともに、乗組員のみで容易に陸揚げが可能となる小型軽量の装置を開発した。

二　実施内容

①　固形廃棄物処理に関する環境調査

海洋環境に関する関連法規をはじめ、廃棄物処理に関する技術動向及び諸外国海軍における状況調査、乗組員からのアンケート調査、港およびその地方自治体の調査等を実施した。

広範囲にわたり調査を実施し、関連法規の動向や技術動向、陸揚げ時の形態などの検討を実施した。

廃棄物処理に関する技術は、広範囲でしかも開発スピードが速く、次々と新しい技術、製品が開発されている。その中から、関連法規を遵守し、現状の問題点を解決でき、艦船内装備の条件を満足し、かつ処理後の固形廃棄物が産業廃棄物処分業者や地方自治体の受け入れ可能な性状・形状であること等を総合的に判断し、破砕減容機能、洗浄・乾燥機能、プラスチック減容機能、機力による陸揚げ機能を有す固形廃棄物処理装置の開発に着手した。

②　艦船へ搭載するための検討

既存艦船への搭載を検討することによって、艦船に装備する上での問題点を抽出し、その解決策を検討して装置設計にフィードバックした。

③　試作及び海上試験

装置を試作し、海上試験を実施した。

航海中に装置を使用し、装置導入の効果を検証するとともに、改良すべき点を

抽出した。また、艦船内で発生する固形廃棄物の種類とその量を計測した。

④ 装置の改良

海上試験を通じて明白となった改良点を設計にフィードバックした。

狭隘な艦船内に装備するためには、小型の装置であることが大前提である。そこで、機能の再構築及び各機能間を連結する搬送機構の改良を実施した。

必要最小限の機能として、破砕減容機能、洗浄・乾燥機能、プラスチック減容機能とした。

搬送機構として、パイプコンベヤを採用し、さらに、コーナー部の曲げ半径を小さくする改良を加え、従来の搬送機構に比べ、スペースを効率的に使用できる搬送機構を開発できたことで、装置の小型化を実現することができた。

プラスチックの減容機能として、プラスチック同士の摩擦によって発生した熱で減容するプラスチック減容装置を採用した。

プラスチックの減容に外部からの熱量を必要とせず、過剰な発熱がないため、安全でしかも経済的な装置とすることができた。

三 開発成果

① 艦内保管スペースの縮小化

破砕減容機能に加え、プラスチック類については、プラスチック同士の摩擦によって発生する摩擦熱でプラスチック自身を溶融する減容機能を付加することによって、艦船内で保管する固形廃棄物の容積が、処理する前の容積に比べて可燃ごみで三分の一、不燃ごみで十分の一、プラスチックごみで十分の一とすることが可能となった。

その結果、艦船内保管スペースが縮小でき、従来、固形廃棄物の保管に使用していたスペースを有効活用することが可能となった。

② 艦内生活環境の向上

固形廃棄物の艦内保管時に生じる臭気や腐敗等の衛生対策として、固形廃棄物の処理中に廃棄物に付着している残汁を海水もしくは真水で洗い流し、圧縮空気による水切り、温風による乾燥を行う洗浄・乾燥機能を開発した。また、装置本体からの臭気発散を防止するために、装置本体を水洗い可能な構造とした。

本機能によって、処理中及び処理後の固形廃棄物から発散する臭気及び装置自身の汚れによる臭気の問題が解消され、衛生面が大幅に改善できた。

四 おわりに

この度、艦船廃棄物処理装置の研究開発に対して協会賞受賞という評価を頂き、大変光栄に思っております。今回の評価に甘んずることなく、より良い製品の開発に邁進していく所存です。

最後にこの製品に関し、ご指導、ご協力を頂きましたすべての皆様に対しまして深く感謝申し上げますと共に、今後一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成十八年度　防衛調達基盤整備協会賞受賞

八九式小銃用空包発射補助具（閉所戦闘用）の開発

豊和工業株式会社
中村　貴
正木　久義

受賞された方々

一　はじめに

八九式小銃用空包発射補助具（閉所戦闘用）（図１）は、閉所における近接戦闘訓練において使用される空包発射補助具で、前方の安全距離（空包射撃の際に、飛散物による危険が及ばない距離）を現行空包発射補助具の二十メートル以上から極力小さくしたものです。

なお、空包発射補助具は、空包を小銃で射撃するとき小銃の自動機構を作動させるために必要な装置で銃口に装着します。

二　開発の経緯及び内容

近年、市街地におけるゲリコマ対策として、市街地訓練所等閉所の近距離において小銃の空包を使用した訓練の必要性が生じてきました。ところが、八九式小銃用の現行空包発射補助具を使用した訓練では、従来の前方安全距離（二十メートル以上）は、安全確保が極めて大きな制約事項であり、訓練内容を限定する必要がありました。

平成十二年に陸幕殿より、近接した状態でも安全に訓練可能な小銃用空包発射補助具の開発を求められた当社は、開発可能と判断し、技術検討の結果を閉所戦闘用空包発射補助具として提案しました。

開発にあたって設定した要求仕様は、空包射撃の際の前方安全距離が三メートルからできればゼロに、側方安全距離は極めて小さくでした。

この開発以前に私たちが社内で研究していた「空包残さ（残さとは弾薬の発射薬燃焼後の生成物のことです）の減少化」「ライフル銃用減音器の研究」「空包発射補助具使用時の銃口飛散物を少なくする研究」等により関連の基礎的な技術を取得していたのが、今回の開発にはたいへん役立ちました。

図１　８９式小銃用空包発射補助具
（閉所戦闘用）

前方安全距離をゼロに近づけることは、前方への噴出口を塞ぎ、側方へのみ火薬ガス、火薬残さ、紙塞を放出することで可能でしたが、同時に側方安全距離を極めて小さくすることと、多数弾を射撃できるようにすることに開発のポイントがありました。

側方安全距離を極めて小さくするために、発生した火薬ガス、火薬残さ、紙塞をメッシュ状五層構造の金属製フィルタを通過させることで、微細かつ軽量の部分のみを放出します。しかし、ただ単に通過させるだけではフィルタは簡単に目詰まりします。そのため、火薬残さ、紙塞のほとんどを燃焼させる燃焼室をフィルタの前に設け、フィルタによりキャッチされるのを極小量にしました。

その結果、有害な飛散物がなく、前方安全距離ゼロ、側方安全距離五十センチメートルを達成することができました。

図2は、銃剣装着が可能な第一次試作品です。

図3は、銃の全長が実銃と同寸との条件で製作した第二次試作品です。但し銃剣の装着ができません。

図4は、整備員による交換は必要でなく、使用者が自ら装着できるようにした第三次試作品で、これが部隊で使用されている原型です。

図２　第１次試作品（銃剣装着可能）

図３　第２次試作品（銃剣装着不可）

図４　第３次試作品（整備段階区分対応）

平成十二年に空包発射補助具に対する官の新たなニーズを入手して以来、空包から発生する火薬ガス、火薬残さ、紙塞をいかに制御して放出するかについて検討を加え、自社開発から評価試験を経て平成十六年度に「銃口正面及び側方二十センチメートルに位置する隊員が、ゴーグル、手袋、戦闘服の襟立て等の防護処置によりケガをしない」安全性を満足する「八九式小銃用空包発射補助具（閉所戦闘用）」として装備化されました。

三　おわりに

この空包発射補助具を米国における訓練に使用した隊員から「前方安全距離が二十センチメートルであり、とても良かった。これが無かったら、訓練ができなかったぐらいだ。持参して良かった。」との思いがけない言葉をいただき、胸が熱くなる経験ができました。

最後に、この装置の開発に際し、ご指導、ご協力頂きました関係の皆様に厚くお礼申し上げます。微力ではありますが、今後とも防衛製品の開発、製造に努めて行く所存で御座います。

ありがとうございました。

平成十八年度　防衛調達基盤整備協会賞受賞

小銃てき弾用分離飛しょう方式の考案

ダイキン工業株式会社
河野　幹
三好　秀貴
日野　健一

受賞された方々

一　はじめに

小銃てき弾は小銃の銃口に装着され、発射薬筒又は小銃弾を撃発して発生する火薬ガスによって投射され、至近距離の敵人員・装甲車両等の制圧・撃破等に使用されます。

陸上自衛隊が従来使用してきた小銃てき弾は、専用の発射薬筒を使用するタイプであり、銃口にてき弾発射器の装着を必要とするため、操用性の向上が課題となっていました。

今回の新しい小銃てき弾の開発では小銃弾を使用して投射する方式が求められました。この方式には一つの技術課題が存在していました。それは小銃弾がてき弾にトラップ(捕捉)される際に発生する金属小破片がてき弾の銃口離脱時に後方に飛散し射手に危害を及ぼすという問題でした。

二　実施内容

①　問題点の分析と対策

この問題の主要要因は二つだと考えました。それは金属小破片の発生とてき弾の銃口離脱時の高圧の発射ガスの後方への噴出です。

まず、小銃の銃身内を高速で前進してきた小銃弾がてき弾内部のトラップ部に衝突し捕捉される際の金属小破片の発生防止を追及しました。トラップ部の構造、材料等の最適化の検討を実施した結果、大変良い結果が得られました。しかし、完全に破片の発生をなくすることは困難でした。

そこで、次に発射ガスの後方への噴出の低減化を検討しました。

噴出ガスの勢いが弱くなれば金属小破片の後方飛散の防止が可能となりますが、反対に小銃てき弾は所要の飛しょう距離が得られなくなります。

この矛盾を解決するため弊社が考案した方式が世界にも例のない「分離飛しょう方式」です。

②　分離飛しょう方式の概要

この方式は、小銃てき弾を次ページの図に示すように弾頭部等からなる「飛しょう体部」と小銃弾丸のトラップ部等を内部に有する「発射筒部」の二体に分離し、飛しょう体部のみを目標に向けて飛しょうさせるものです。

最初に飛しょう体部を飛ばすときの発射ガスの圧力はこれまでと同じであり、その間、弾丸トラップにより発生した金属小破片は発射筒内部に拘束されていま

す。次いで発射筒部は内部のガス圧力を前方に噴出しつつ銃身内のガス圧力を受け自らも飛しょうを開始します。

こうして、発射筒部が銃口を離脱する際の圧力は低減され，金属小破片の後方への飛散が防止されます。

③　分離飛しょう方式の成果

このようにして、今回の新しい小銃てき弾の研究開発における最大の技術課題を解決し、射手の安全性を確保することが出来ました。そればかりでなく、目標まで飛しょうする小銃てき弾の飛しょう体部が軽量化でき、発射反動を大幅に低減しました。この効果により命中精度を向上させ射距離の延伸等を可能にしました。

三　終わりに

今回我々は、小銃てき弾用分離飛しょう方式の考案に対し協会賞受賞という評価を頂きましたことは、大変大きな自信となりました。

これからもユーザーの方々に安心して使っていただける装備品の研究開発に取り組んで参ります。

最後になりましたが、本研究開発に際し、多くのご指導ご協力並びにご助言頂きました技術研究本部、陸幕装備部開発課をはじめとする全ての皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。
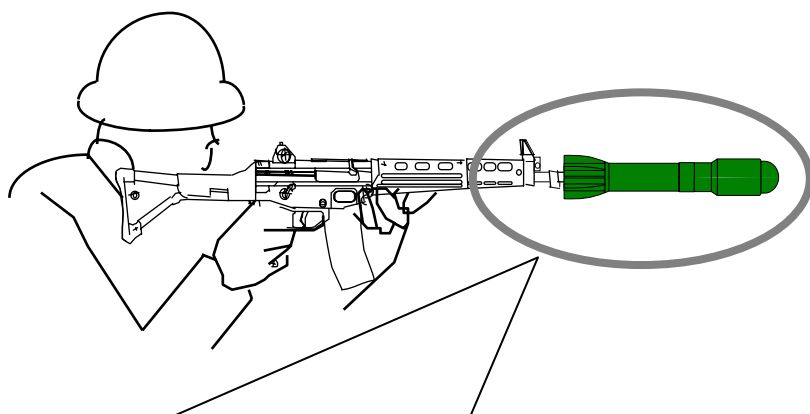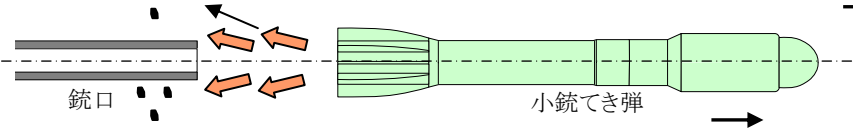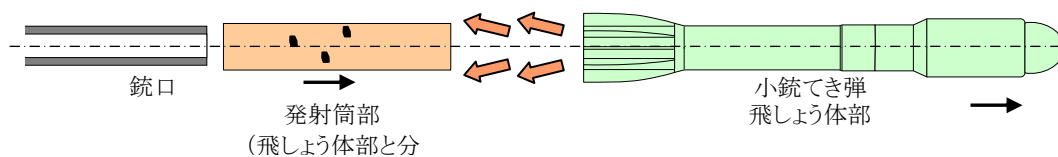
記発刊「防衛調達と情報管理」掲載の機構論文総目録

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
1	H12. 5 (2000. 5)	歴史の歪曲	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪 木 正 道
		情報保全の基本中の基本は「保全意識の確立」にある	情報学研究グループ	倭文織 自 然
		電子政府時代における情報の開示とセキュリティ確保のあり方	明治学院大学法学部　教授	川 上 和 久
2	H12. 8 (2000. 8)	人種的偏見	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪 木 正 道
		戦術変更した 米国のペルシャ湾戦略	東京国際大学　教授	渥 美 堅 持
		世界で二番目に古い職業・スパイ	元防衛研究所　主任研究官	喜 田 邦 彦
		インサイダーと コンピューター犯罪	政治心理学アソシエーツ社	（翻 訳 版）
3	H12. 11 (2000.11)	一億民主制を考える	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪 木 正 道
		世界を牛耳るロシアン・マフィア	青山学院大学　教授	寺 谷 弘 壬
		鉄砲普及と秘密保全	元防衛研究所　主任研究官	喜 田 邦 彦
		米国の情報システム防衛計画の概要 −米国のサイバー・スペース防衛−	㈱三菱総合研究所　主任研究員	浅 原 　 健
4	H13. 2 (2001. 2)	平和と軍事力	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪 木 正 道
		安全保障、危機管理意識の改革 −求められるパラダイムの変換−	明海大学　教授	杉 山 徹 宗
		空洞化	金沢工業高等専門学校 教授	山 田 弘 文
		ＰＫＩからＢＫＩへ	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福 永 真 美

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
5	H13. 5 (2001. 5)	想う ‥たるみ—日本と世界‥	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪　木　正　道
		21世紀初頭の米国の空母建造･運用計画 -CVN77建造決定と対日政策への影響-	桃山学院大学　教授	松　村　昌　廣
		人はなぜ秘密を漏らすのか	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		情報漏洩事件が教えているもの	情報学研究グループ	倭文織　自　然
6	H13. 8 (2001. 8)	戦前悪かったこと、良かったこと	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪　木　正　道
		首脳会談の安全	青山学院大学　教授	寺　谷　弘　壬
		戦国寺社勢力の情報組織	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		ネットワーク・セキュリティ対策の現状と課題	明治学院大学法学部　教授	川　上　和　久
		「将軍の孫」作戦	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
7	H13. 11 (2001.11)	“海の力”と安全保障	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪　木　正　道
		ウサマ･ビンラーディンのジハード論 ～兵は詭道なり～	東京国際大学　教授	渥　美　堅　持
		日本をカモにするエシュロンの脅威	情報学研究グループ	倭文織　自　然
8	H14. 2 (2002. 2)	孫の結婚披露宴	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪　木　正　道
		幕末の大砲鋳造と情報戦	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		国防技術に超能力はいかが	金沢大学　名誉教授	杉　田　忠　彰
		米国防総省の情報セキュリティと バイオメトリクス	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福　永　真　美

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
9	H14. 5 (2002. 5)	日本外交の１００年	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪　木　正　道
		テロリズムの作戦と情報	リスクマネジメント研究者	佐　渡　龍　己
		秘密保護の基本	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		漏洩疑惑	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
		安保条約と吉田茂 ―政策決定における情報分析と価値―	千葉商科大学　非常勤講師	水　野　　　均
10	H14. 8 (2002. 8)	サッカーを考える	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪　木　正　道
		外務省の対中認識は 　根本から間違っている	明海大学　教授	杉　山　徹　宗
		知ったか振り	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
		情報の感覚を失うとき国が滅びるのです　―司馬遼太郎が遺した言葉―	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		秀吉と光秀の情報戦	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		ロシア語を愛したスパイ	NGO「日本地雷処理を支援する会」 理事	山　本　　　賢
11	H14.11 (2002.11)	ノーベル賞と日本	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪　木　正　道
		最近のＮＢＣ脅威の動向とテロ対策	防衛化学会会長	井　上　忠　雄
		風船爆弾と日米情報戦	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		ネットワーク社会におけるソフト面のセキュリティ　-雪印･東電の情報コントロール失敗に学べ-	明治学院大学法学部　教授	川　上　和　久
12	H15. 2 (2003. 2)	教育は難しい	㈶平和・安全保障研究所 顧　　問	猪　木　正　道
		十年後を考える米国の陰謀	東京国際大学　教授	渥　美　堅　持
		公然の秘密	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
		“国家意識”の喪失がスパイを招く	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		兵器査察 vs 秘密保持	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
13	H15. 5 (2003. 5)	「戦争と平和」を考える	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪 木 正 道
		イラク戦争と日本の「主体性」	防衛研究所第１研究部 部長	近 藤 重 克
		ロシア語を愛したスパイ(続)	NGO「日本地雷処理を支援する会」 理事	山 本 　 賢
		米国防総省における ハードディスクのデータ消去について	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福 永 真 美
		昔のマンガが国を守る	金沢大学　名誉教授	杉 田 忠 彰
14	H15. 8 (2003. 8)	マルクス主義という悪霊	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪 木 正 道
		惰眠を貪っておれない国際情勢変化への対応 ―北朝鮮の発する情報を直視した政策遂行を願って―	ミリテック･アナリスト	倉 田 英 世
		米国のディスインフォメーション	元防衛研究所　主任研究官	喜 田 邦 彦
		情報流出事件と「嫁選び」	リスクマネジメント研究者	佐 渡 龍 己
		有事における 情報セキュリティの諸問題	明治学院大学　教授	川 上 和 久
		誰かと話したい世代	金沢工業高等専門学校 教授	山 田 弘 文
15	H15.11 (2003.11)	ふり返って	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪 木 正 道
		情報保全は危機管理の最重要課題	情報学研究グループ	倭文織 自 然
		内部告発と保全	金沢工業高等専門学校 教授	山 田 弘 文
		情報セキュリティの困難性	防衛大学校情報工学科 助教授	中 村 康 弘
16	H16. 2 (2004. 2)	見えない支配 -データリンクに見る米軍の優位-	桃山学院大学　教授	松 村 昌 廣
		戦争報道と秘密保護	元防衛研究所　主任研究官	喜 田 邦 彦
		北朝鮮の大量破壊兵器能力	防衛化学会会長	井 上 忠 雄
		イラクのテロに関する一考察	リスクマネジメント研究者	佐 渡 龍 己

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
17	H16. 5 (2004. 5)	対テロ戦争に学ぶ情報保全のあり方	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		鉄砲に関する伊達藩の秘密保持	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		狸穴大使館付武官の素顔	NGO「日本地雷処理を支援する会」 理事	山　本　　賢
		明日の国際貢献に備える	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
18	H16. 8 (2004. 8)	スパイ・ゾルゲ事件と情報の役割	青山学院大学　教授	寺　谷　弘　壬
		コンピュータ・ウィルスと 不正アクセス対策について	防衛大学校情報工学科 助教授	中　村　康　弘
		史上最大の欺騙作戦	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		ブッシュの情報管理の失敗	明治学院大学　　法学部長	川　上　和　久
19	H16.11 (2004.11)	「武士道の精神」に立ち返ろう	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		ＫＧＢとの交遊録	元産経新聞論説委員	岡　　芳　輝
		米国における情報セキュリティと バイオメトリクス	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福　永　真　美
20	H17. 2 (2005. 2)	民主制と市場経済	㈶平和・安全保障研究所 顧　問	猪　木　正　道
		「情報・対情報体制」の構築が 緊急の課題	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		ゾルゲをめぐる女性たち	青山学院大学　教授	寺　谷　弘　壬
21	H17. 5 (2005. 5)	情報流出の兆候を早くつかむということ	帝京大学　客員教授	宮　崎　貞　至
		織田信長と情報改革	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		一般防衛技術特許法(仮)制定は 国を救う	金沢工業高等専門学校 教授	山　田　弘　文
22	H17. 8 (2005. 8)	情報リスク管理の失敗 ―日中教科書摩擦に学ぶ―	明治学院大学　　法学部長	川　上　和　久
		通信記録によるサイドチャンネル情報について	防衛大学校助教授 (学術情報センター兼情報工学科)	中　村　康　弘
		一人一人の秘密保全意識の向上が重要	金沢工業高等専門学校教授	山　田　弘　文
		米空軍のＮＣＷ ―Ｃ２コンステレーション―	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福　永　真　美

通巻	発行年月	寄　稿　論　文	寄　稿　者	
23	H17.11 (2005.11)	日本の防衛にとって必要な装備品の開発と調達に関する諸問題	拓殖大学海外事情研究所 客員教授	江　畑　謙　介
		スパイ・ゾルゲと暗号	青山学院大学　教授	寺　谷　弘　壬
		インターネットを活用して リスク感性を磨く　ー情報リスクマネジメントの実践と活用ー	㈱インターリスク総研 総合リスクマネジメント部長	小　林　　誠
24	H18. 2 (2006. 2)	情報セキュリティ・マネジメントにおける営業秘密保護	富士ゼロックス㈱ シニアマネージャー	藤　本　正　代
		米国国防総省におけるワイヤレス技術採用の動向	㈱C３Ｉシステムズ システム課長	福　永　真　美
		古今東西の影武者と真偽の識別	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
		防衛調達と自己責任	㈶防衛調達基盤整備協会 評議員	齋　藤　清　史
25	H18. 5 (2006. 5)	なぜＷｉｎｎｙを使うべきでないか	防衛大学校 助教授（工学博士） （学術情報センター兼情報工学科）	中　村　康　弘
		益々増大化する技術情報収集の脅威とこれに対応する保全対策の一例	㈶平和・安全保障研究所 客員研究員	長谷川　　忠
		情報セキュリティガバナンスを考える	情報セキュリティ大学院大学 助教授	内　田　勝　也
26	H18. 8 (2006. 8)	18年度防衛装備品調達に関するセミナー講演録 『作業効率化促進制度について』	元内局　原価管理課長	伊　藤　克　憲
		18年度防衛装備品調達に関するセミナー講演録 『平成18年度の中央調達について』	元契本　企画調整課長	小　川　・　久
		秘密を解除する・破棄する	元防衛研究所　主任研究官	喜　田　邦　彦
27	H18.11 (2006.11)	18年度防衛装備品調達に関する講演抄録 『入札談合問題と改正独禁法について』	公取委 事務総局 官房総務課　広報官	奥　野　弘　昭
		「国家意識と情報感覚」を取り戻そう	情報学研究グループ	倭文織　自　然
		情報用語の定義	元陸自幹部学校　教　官	高　井　三　郎

ＢＳＫシステム審査センターニュース

◎ 2006年１０月から１２月の審査登録状況について

各マネジメントシステムの審査登録状況は、次のとおりです。

品質マネジメントシステム

JIS Q 9100:2004 & JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000)

- 日本特殊工業株式会社　殿
- 武蔵野電機株式会社　殿
- 飯田精密株式会社　殿

環境マネジメントシステム

JIS Q 14001:2004 (ISO 14001:2004)

- 中国化薬株式会社江田島工場　殿
- 日本飛行機株式会社　殿

情報セキュリティマネジメントシステム

JIS Q 27001:2006（ISO/IEC　27001:2005）

- 日本電気株式会社　防衛営業本部　殿
- 日本電気株式会社　防衛ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾄﾘｯｸ推進本部　殿
- 株式会社ネットコムセック　殿

◎ 日本適合性認定協会（ＪＡＢ）認定シンボル及びＢＳＫロゴマークの表示要領の再確認について

前号のＢＳＫシステム審査センターニュースの「品質マネジメントシステム審査登録・認証ガイド　別冊２（JIS Q 9001)、別冊３(JIS Q 9100)、別冊４(登録の移転)の改定」の項目で「ＪＡＢ認定シンボル及びＢＳＫロゴマークの表示要領」につきまして、表示例を別紙に図面で明確にしていることをお知らせしましたが、未だ一部に不適切なものを使用されている例が散見されますので、再度のご確認をお願いします。

なお、ガイドの最新版は改Ｚ(06.09.04)となっております。

◎ システム審査センター連絡先（メールアドレス）の変更について

１９年１月９日でシステム審査センターのメールアドレスが bsk@nifty.com から shinsa_center@bsk-z.or.jp に変更になりました。

アドレス帳などの修正をお願いいたします。

☆ システム審査センター連絡先

電　話：０３（３３５８）８７０５　ＦＡＸ：０３（３３５８）８７０６

メール：ｂｓｋ@ｎｉｆｔｙ．ｃｏｍ　ＵＲＬ：http：//www.bsk-z.or.jp

セキュリティ・メモ（18年10月～12月）

報道月日	報道タイトルなど	備考
18年		
10. 1a	ＮＥＣが、ネットで買い物時の情報漏れ防ぐシステムを開発	
10. 1m	長野県で「ＰＣウイルス」を理由に新手の振り込め詐欺	
10. 6n	三菱東京ＵＦＪ銀が、96 万人分顧客情報紛失	誤って破棄か
10.10y	９日北朝鮮が核実験。「地下で実施」発表	
10.12m	セブン銀行が、取引情報４万件を内臓した光磁気ディスク１枚を紛失	
10.13m	東京女子医大で患者 63 人の情報入ったパソコンが盗難	
10.14n	ミツトヨが、不正輸出で外為法違反認め謝罪	
10.14a	人材サービス会社「キャリアブレイン」は、5872 人分の情報を誤配信	
10.17s	防衛庁が、中国に対抗するハイテク潜水艦の研究に着手	被探知・耐衝撃向上
10.19y	東大病院の医師が、患者データ入り私有ＰＣを盗難	
10.21y	偽装ＨＰの開設に高エネルギー加速器研究機構のサーバー使われる	
10.28s	テロ特措法１年延長の改正案参議院本会議で成立。今回で３回目の延長	11 月１日から半年延長を 31 日にも閣議決定
10.28y	中川政調会長、核議論、米に理解求める。（「日本の周り、保有国だらけ。1962 当時のキューバ危機の切迫した状況に似ている」）	「・・議論は、自分の国のことを考えれば自然に起こってくる」
10.29s	日米ミサイル防衛で「集団的自衛権の行使可能に」（ミサイルの共同防衛は、集団的自衛権の禁止を解く例外措置が必要だとする政策提言（米専門家））	大手研究機関の論文「日本の静かな革命」を発表
10.31y	高知医療センターから患者 26 万人分の個人情報がネットに流出	「ウィニーを介して」
10.31a	教育基本法審議：論点「愛国心」「教育行政」「不当な支配」「宗教教育」	
11. 2n	防衛庁長官「９条改正時期が来た」（「・・・。憲法の規定があるからできません、ということもあり得るんじゃないか」）	衆議院安全保障委員会で
11. 3y	自衛隊のイラク支援「評価する」71.5％（「評価しない」22.6％）	内閣府世論調査
11. 7y	イラク空自派遣延長へ（来月閣議決定：来年７月まで）	
11. 8s	「ネットの敵」は 13 カ国（北朝鮮、中国、サウジ、ベラルーシほか）	「国境なき記者団」発表
11. 8s	武器紛失で大分県警が家宅捜索３人	
11. 9n	ＤＮＡ型情報の登録・照会自動化（警視庁）：容疑者割り出しに	
11.11a	神戸の商社 防衛庁に過大請求 十数年間、仕入れ値偽る（仕入れ値５～10 倍に改ざん）	航空機用部品
11.13n	外交・安保立案 日本版ＮＳＣ 政府 創設へ新法も視野	有識者会議 月内の発足
11.16s	中川幹事長「政界再編してでも改憲」：国の形を問う時代に入る	安倍政権の２期目に必ず実現を目指す
11.17s	ＭＩ６（英対外情報部）要員、初めて英メディアに登場：映画「００７」封切りに合わせ・・・若者勧誘狙う	現役スパイ２人顔を隠し、シルエットで

11.18s	総連「科協」1200 人組織：北工作機関の直轄：日本技術 核開発に転用か	「知」の流出顕在化
11.20y	自衛官が公然わいせつ(空自現役自衛官が飲食店内で知り合った女性とわいせつな行為をしていたところ、同様の行為をしていた客６人とともに逮捕された)	
11.21n	海自潜水艦と船舶接触：宮崎県沖 訓練中、けが人なし	
11.21y	ミサイル防衛の集団自衛権：「福田談話」見直しも：「わが国を防衛する目的とするもので、第三国の防衛に用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じない」	塩崎官房長官
11.23m	ハードウエアでウイルス阻止：パソコン動作に影響なし(パソコン、情報家電用)	産業技術総合研究所が開発
11.26n	総務省「ファイル交換」で動画配信：情報保護の手段などを検討し、政策立案につなげる。	市場育成策を検討
11.26a	元スパイ変死「黒幕はベレゾフスキー氏」：プーチン大統領と対立して英国に亡命中の富豪を「黒幕」　「ロシアの不利益になる行動をとることは十分ある」	ロシア与党、反撃の弁
11.26n	「ファイル交換」で動画配信：市場育成策を検討	総務省
11.26n	個人情報漏れ「不安」７割：防犯目的利用９割容認	内閣府調査
11.27m	スキミング 中国人を逮捕：データ買い取りキーマンか	偽造カード使用窃盗容疑
11.28n	東電 データ書き換え報告：９０－０４年群馬の野反ダム	
11.29y	派遣会社捜索：科協に北工作機関支持(日本の最先端技術提供か)	川崎市の「大宝産業」
11.30m	米軍資料が流出：空自隊員ＰＣから(禁止通達後も)	ウィニー通じ
12. 1y	住基ネット強制「違憲」：個人情報保護に欠陥/プライバシー侵害権(４人離脱容認)	大阪高裁判決
12. 1m	海自インド洋派遣６年目：無料給油 2033 億円分(評価分かれる成果)	
12. 1a	イラクの空自派遣７月まで延長へ：安保理決議根拠	
12. 4n	超小型偵察機 開発へ：紙飛行機から発送 翼幅６０センチ(400ｇ、電動、自立飛行、カメラ・ＧＰＳ搭載)	防衛庁、侵攻・テロを想定
12. 4n	ミツトヨ不正輸出 前社長ら罪状認める：核兵器の開発転用疑い認識後も継続	東京地裁初公判
12. 4s	ミクシィに不正アクセスで初摘発：女性が利用するソーシャル・ネットワーキング・サービスに不正アクセス	データ改竄、みだらな内容を書き込み
12. 4m	信金ローン ３１４万人分誤登録：ローンなしの顧客に返済滞納者を入力	しんきん共同システム運営機構
12. 4m	偽造証４０００件：外国人登録、パスポート、住民票、１２カ国の免許証・・・	警視庁、長野県警
12. 7y	東京地裁認定「陸自予算 流用横行」懲戒処分は適法	懲戒免職処分取り消し訴訟
12. 8m	女川原発でも改ざん：冷却用海水 95 年から５年半	
12. 8n	サイト改ざん：３容疑者逮捕	警視庁
12.11y	住基ネット２審合憲：金沢訴訟 原告側が逆転勝訴	名古屋高裁 金沢支部
12.11n	ゴルフ場でスキミング：「極めて悪質な犯罪」主犯格に懲役１３年判決	東京地裁
12.12y	北区が「指紋認証」導入：全職員対象 ２３区初	情報漏れ対策
12.12m	ＰＣウイルスおびき寄せ 駆除：「おとりサイト」政府立ち上げ(ボット対策)	総務省と経産省
12.13s	陸自内部資料ネットで競売：隊員関与か	

12. 13s	成りすまし男は福岡の元警察官：住基カード不正取得「別人になって、不倫中の女性と結婚し、新たな生活をしたかった」	
12. 13n	ウィニー開発者に罰金刑：ネット社会に警鐘(「ほう助」拡大解釈　開発に支障も)	
12. 14m	防衛庁が文書暗号化：流出防止へ来春に導入	
12. 14m	捜査情報記録メモリー盗難：愛知県警 警部補	
12. 15s	今年の都内の空き巣被害：ピッキング盗３割増(手口模倣も拡大)	中国人窃盗団再び暗躍傾向
12. 16y	防衛省昇格法成立：国防に重い責任(海外派遣 恒久法制定課題に)	
12. 15s	中国の産業スパイ認定：米司法当局 中国系２人に有罪(演算装置の設計情報を盗んだとして経済スパイ法違反で起訴した２人))	
12. 15s	教育基本法改正：「脱戦後」大きな一歩だ(社説：現行法にない、「我が国と郷土を愛する態度」「伝統と文化の尊重」「公共の精神」「豊かな情操と道徳心」教育理念)	
12. 20m	空自 浜松基地「いじめ自殺」隠ぺい：隊内暴力「行き過ぎ指導」と公表	１年以上過ぎて処分
12. 21a	水力発電所 データ不正は 68 ダム：無許可改修 520 カ所	
12. 22a	警官強盗で自粛の最中・・・：副所長泥酔、資料なくしちゃった	埼玉県警
12. 22m	日産の顧客情報流出：購入車名など 538 万件の可能性も	個人・法人の情報
12. 26s	核弾頭試作に３年以上：費用 2000～3000 億円	政府内部文書
12. 26a	防諜統一基準を作成へ：「カウンターインテリジェンス推進会議」の設置を発表、26 日に初会合、19 年度中に	政府、機密保全を強化
12. 28a	承認得ずに北朝鮮渡航：96 から 97 にかけて３等海佐(42)	海自隊員を処分
12. 29a	日米、軍事機密保安を強化：協定締結へ 罰則適用も拡大	「軍事情報一般保全協定(GSOMIA)」
12. 31y	自衛隊員　７７０人　海外越年：インド洋(340)、クウェート派遣(空自：210)、ゴラン高原(45)、南極観測隊(170)	
12. 31y	陸自に海外情報部隊：派遣先で協力者確保(情報収集・処理能力強化のため「中央情報隊：約 600 人)	70 人規模創設へ
12. 31n	フセイン元大統領 死刑執行：イラク政府「人道への罪」判決確定後４日	

技術情報管理研究会開催のお知らせ

当協会では、公益事業の一環として、技術情報管理に関する理解と知識を広め、防衛基盤の強化に寄与することを目的とした研究会を左記のとおり開催いたします。

記

一　日　時
平成十九年三月九日㈮
午後一時半から四時

二　場　所
グランドヒル市谷三階「瑠璃の間」
（ＪＲ・地下鉄市ヶ谷駅から徒歩五分）

三　テーマ等
「情報漏洩対策の管理面に焦点を当てた基調講演」と「パネルディスカッション」

四　講　師
松　実　秀　幸　氏
桐蔭横浜大学
コンプライアンス研究センター　主任研究員

五　パネラー
防衛省、研究機関等、当協会から各一人

五　申込方法等
別途ご案内いたします。

六　入場料
[illegible]

俳友　関俊雄選

防整協　並木桂子
松過ぎの防衛省の除幕式
国旗揚げプリンスホテルの初御空
徳川家霊廟御紋の淑気かな

国際電OB　三ツ矢タエ女
踏み入りて落葉の嵩を確かむる
街のさま様変わりして夜の聖樹
家事手順決まらぬまゝの日向ぼこ

菱特車　伊藤和夫
生きる幸確かめ合ひて年用意
風紋の過去語らずや雪化粧
山脈の縁より染まる初茜

弘済企　中矢岳子（がくし）
初明り武蔵野のやや改まり
裸木となり武蔵野の景あらわ
初空や一直線の飛行雲

三波工　正藤清鳳
落葉焚き奉行よろしき差配かな
人日の玄関秩序戻りけり
白鳥の水輪踏んまえつつ翔てり

国際電OB　前田孝子
年用意孫一時も離れざる
焼きあがる刻貼り出して焼芋屋

日本無線　宮田康
堆し秩父祭の供物の繭
初春や胎動しきりと嫁が言ふ

国際電OB　前田鶴彦
葉を落し里山冬日延ばしけり
初売りや孫一等の鈴鳴らし

国際電OB　加藤清治
お互いに今年も生きて雪を踏む
ふるさとは様変わりして村祭

菱重工　森川よしを
採血の腕を縛られ初しぐれ
主婦の座を固持するごとく布団干す

菱重工　小玉晴也
夕映えの闇に入りけり冬の海
年の瀬や獅子の背に乗る夕日かな

選者作品　関俊雄
神前に杖を預けて初詣
着ぶくれの背中丸めて誰も老ゆ
春時雨思わぬ音でありにけり

短評

〝防衛省〟の文字が踊るよう

街のさま様変わりし・・・　三ツ矢タエ女
歳末風景の一描写、もう一息かも

人日の玄関秩序戻りけり　正藤清鳳
人日とは、陰暦の正月七日の節句

焼きあがる刻貼り出して・・・　前田孝子
散策の一句、貼り紙で生きたところ

初春や胎動しきりと嫁が言ふ　宮田康
正月らしい一句である

夕映えの闇に入りけり冬の海　小玉晴也
冬の海は大景、大景を詠みこなした

◆投句案内◆

◆一人三句まで、住所、氏名、電話番号等を明記。
締切日（必着）平成十九年四月十日
◆宛先は〒一六〇—〇〇〇三
東京都新宿区本塩町二十一番三の二
共済一号館八階
㈶防衛調達基盤整備協会
第一事業部　公益業務課

◆協会だより◆

人事往来

▽採用
システム審査センター業務部審査業務課　今井　亮介
（十月二十日付）

▽退職
（第一事業部）　青木五十一
（十月三十一日付）

▽補職
（第一事業部長）　小野　善輝
兼　第一事業部保全資料課長
（十一月一日付）

▽採用
総務部総務課　福　るみ子
（一月一日付）

▽採用
第三事業部業務第二課　竹田　信博
（中国地区駐在員）
（一月十日付）

▽採用
第三事業部業務第二課　長迫　哲夫
（中国地区駐在員）
（一月十一日付）

情報管理は、一人ひとりの自覚と責任で！

情報漏洩防止のために！
（秘密保護・保全の四つの基本事項）

1 保護すべき対象を明確化
2 知り得る者を限定
3 厳格な管理
4 事故の未然防止

財団法人　防衛調達基盤整備協会

秘密保全は、
・国にとっても
・企業にとっても
・個人にとっても
大事であることを認識しましょう。

◆編集後記◆

おめでとうございます、JDA（防衛庁）からMOD（防衛省）。

省昇格は、昭和二十九年七月一日に防衛庁となってから平成十九年一月九日まで約五十三年が経った。省昇格をめぐっては、昭和三十九年に池田内閣の閣議決定後、首相の病気退陣で国会提出見送り。橋本連立内閣では、中央省庁再編で取り上げられたが、最終報告で結論先送りなどを経て、小泉内閣で有事関連法案成立後の最優先課題とされたが慎重論がでて、法案審議はされず平成十五年の衆院解散、廃案となった経緯があり、現在となった。

国防の重要性が理解され、"Ministry"となったことは、慶賀に堪えないこととして慶んでおります。

本号は、品質管理に関する講演会の抄録、米軍の情報システムのCOTS調達の紹介、新聞紙上を賑わせた元スパイの暗殺を考察した記事を掲載しました。また、前号（第二十七号）までの機関誌に投稿していただいた論文等をまとめてみました。読者のお役にたてば幸いです。

なお、本誌の記事中、意見にわたるものは、執筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

防衛調達と情報管理
第七巻第四号（通巻第二十八号）
平成十九年二月十五日発行

財団法人　防衛調達基盤整備協会
〒一六〇―〇〇〇三
東京都新宿区本塩町二十一番三の二共済一号館
電　話：（０３）３３５８―８７５４
ＦＡＸ：（０３）３３５８―８７３５
メール：kouekj@bsk-z.or.jp